

八潮市 こども計画

令和7年度～令和11年度

案

令和 年 月
八潮市

目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画策定に当たって	3
1 計画の趣旨と背景	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
第2章 こども・子育てを取り巻く状況	7
1 人口動態とこども世帯	7
2 少子化の動向	10
3 保育環境・教育環境の状況	20
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 計画の基本理念	22
2 こどもの権利	23
3 こども大綱について	26
4 こども施策に関する主な法律や条約等	28
5 計画の体系	30
第2部 各論.....	33
第1章 ライフステージ別の支援	35
1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援	35
2 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育	47
3 未来を切り拓くこども・若者の応援	50
4 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	51
5 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	52
第2章 ライフステージを通した施策	53
1 こどもの権利擁護・意見の反映	53
2 居場所づくり、社会的活動の参画支援、貧困及び虐待等配慮を要するこどもへの支援	55
3 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	61
4 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	64
第3章 子ども・子育て支援事業計画	67
1 制度の事業体系	67
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	74

3	教育・保育の提供区域	75
4	計画期間における児童人口推計	76
5	施設型給付	78
6	地域型保育給付	79
7	子育てのための施設等利用給付	80
8	教育・保育の量の見込み及び提供体制	81
9	子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制	84
10	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	107
11	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	110
第4章 計画の推進体制		111
1	計画の推進体制	111
2	計画の進行管理	111
資料編.....		113
1	こども基本法（抜粋）	115
2	子ども・子育て支援法（抜粋）	117
3	計画の策定体制	120
4	八潮市子ども子育て支援審議会	121
5	計画策定経緯	123

第 1 部 総論

第1章 計画策定に当たって

1 計画の趣旨と背景

平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始されて以来、市町村は、子ども・子育て支援法に規定された子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等からなる子育て支援の体制整備を進めてきました。

また、少子化対策やこどもの貧困、児童虐待防止対策等、こどもを取り巻く環境の変化等に合わせた取組が進められていますが、全国の児童虐待の相談対応件数が年々増加を続け、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しており、子育て世帯に対する支援を包括的に行うための体制を更に強化することが必要となっています。

このため、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、こども施策を総合的に推進するため、基本的な方針等を定めた「こども大綱」を令和5年12月に閣議決定しました。「こども大綱」は、こども・若者の権利を擁護し、個性や多様性を尊重しつつ、遊びや学びを通じて健やかに成長できる、「こどもまんなか社会」の実現を目指すものであり、こどもや若者の視点に立って、成長環境をつくり上げ、最善の利益を図ることが謳われています。

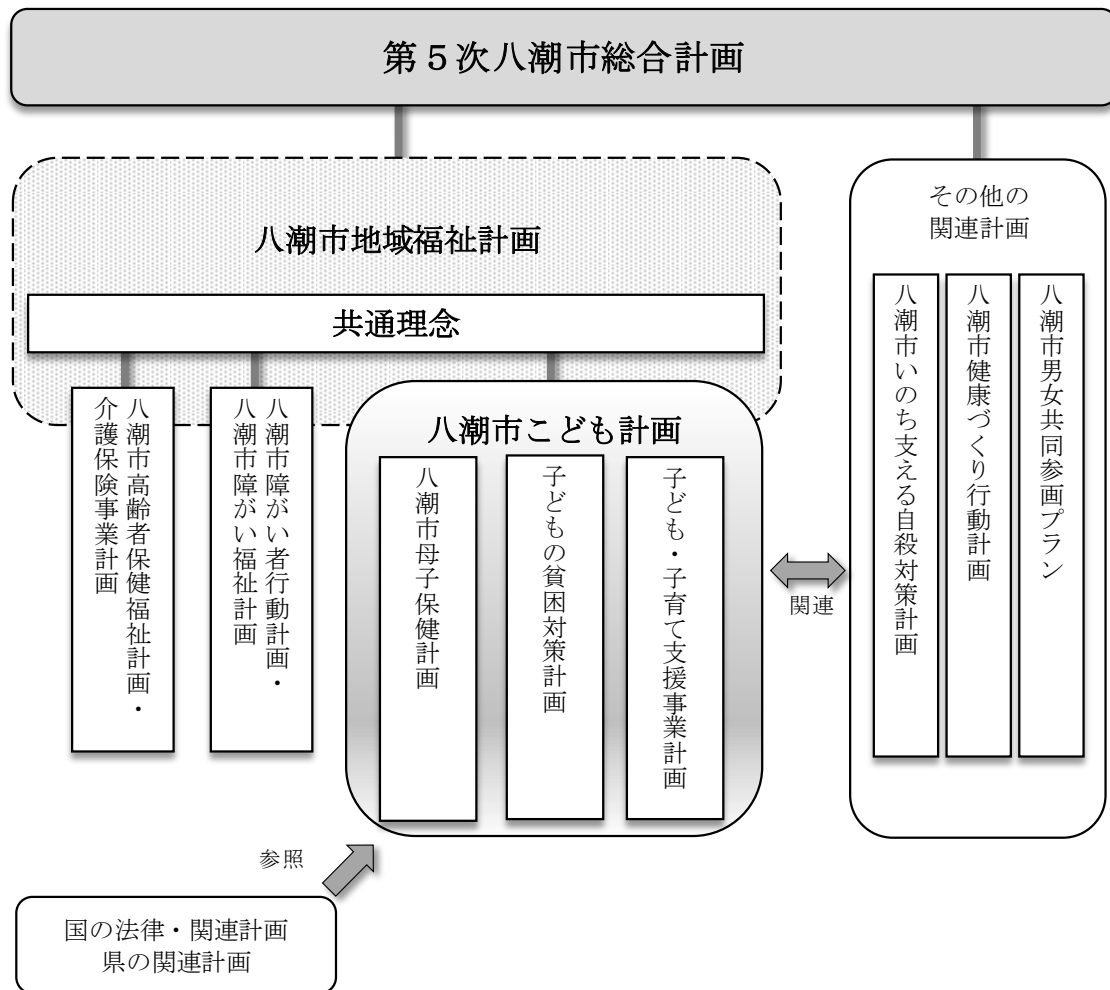
こどもは次代の地域社会を担うかけがえのない存在です。こどもや若者を守り育てていくことは、現役世代を生きる人々の責務であり、こどもや若者の声を取り入れ、差別なく公平に、全てのこどもが心身の状況や置かれている環境などに関わらず、健康に成長していける社会を実現していかなければなりません。

本市においては、子ども・子育て支援新制度の趣旨に則った「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年に策定し、総合的な子育て支援施策を推進していますが、子育てに関する環境変化を正しく捉えるとともに、国が示す子ども・子育てに関する指針等を踏まえ、本市のこどもたちの健全な育成のためにより良い環境を確保し、こども施策を総合的に推進するため、「八潮市こども計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づき策定されます。

また「少子化社会対策大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」を包含した「こども大綱」の理念を踏まえて、策定するものです。



3 計画の期間

八潮市こども計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。

また、本計画に至るまでの変遷と、各関連計画の期間図は次のとおりです。

【本市のこども計画の変遷】

平成22～平成26年度 2010～2014年度	平成27～令和元年度 2015～2019年度	令和2～令和6年度 2020～2024年度	令和7～令和11年度 2025～2029年度
次世代育成支援 行動計画(後期)	第1期子ども・子育て支援 事業計画	第2期子ども・子育て 支援事業計画	八潮市こども計画 (本計画)

【本計画及び関連計画の期間】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
平成28年度～ 第5次八潮市総合計画									
平成29年度～ 第2期八潮市 地域福祉計画	第3期八潮市地域福祉計画								
平成30年度～	第7次八潮市障がい者行動計画・ 第6期八潮市障がい福祉計画			第8次八潮市障がい者行動計画・ 第7期八潮市障がい福祉計画					
平成30年度～	第8期八潮市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画			第9期八潮市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画					
平成29年度～ 第2次八潮市健康づくり行動計画									
令和元年度～ 八潮市いのち支える自殺対策計画									
平成28年度～ 第4次八潮市男女共同参画プラン									
第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画					八潮市こども計画 (本計画)				

4 計画の策定体制

(1) 八潮市子ども・子育て支援審議会

八潮市では、より実効性の高い計画策定を目指し、こどもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する従事者、公募による市民などの委員による、各方面の有識者が参画した、八潮市子ども・子育て支援審議会から意見聴取を行いました。

(2) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、八潮市では就学前児童及び小学校児童の保護者 3,000 人を対象として、子育てに関わるニーズを把握するために、令和 6 年 1 月 17 日から 2 月 8 日にかけてニーズ調査を実施しました。

①調査の対象者

調査対象		抽出方法	調査方法
1	就学前児童の保護者	市内在住の 0 歳から小学校就学前のこどものいる家庭の中から無作為に抽出	①郵送回収による回答 ②二次元コードによる Web 回答
2	小学生児童の保護者	市内在住の小学生のこどものいる家庭の中から無作為に抽出	

②調査の回収結果

対象		配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
1	就学前児童の保護者	2,000	1,048 (内 web570)	1,048	52.4%
2	小学生児童の保護者	1,000	541 (内 web243)	541	54.1%

(3) パブリックコメントの実施

令和 6 年 1 2 月から令和 7 年 1 月にかけて計画策定に当たっての意見を募集する「パブリックコメント」を実施しました。

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

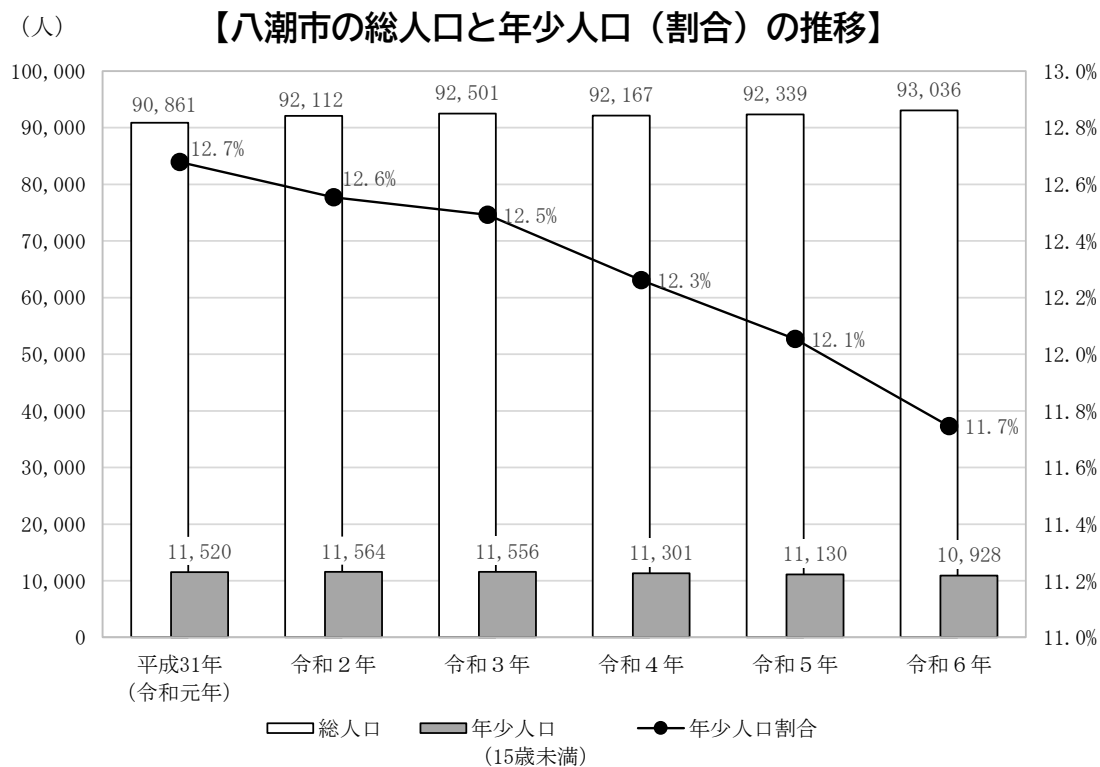
1 人口動態とこども世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

本市の総人口は増加傾向で推移しています。令和6年の総人口は93,036人で、平成31年から2,175人増加しています。

一方、年少人口（15歳未満）は、減少傾向で推移しており、令和6年は10,928人で、平成31年から592人減少しています。

年少人口割合についても、令和6年は11.7%で、平成31年より1.0ポイント低下しています。



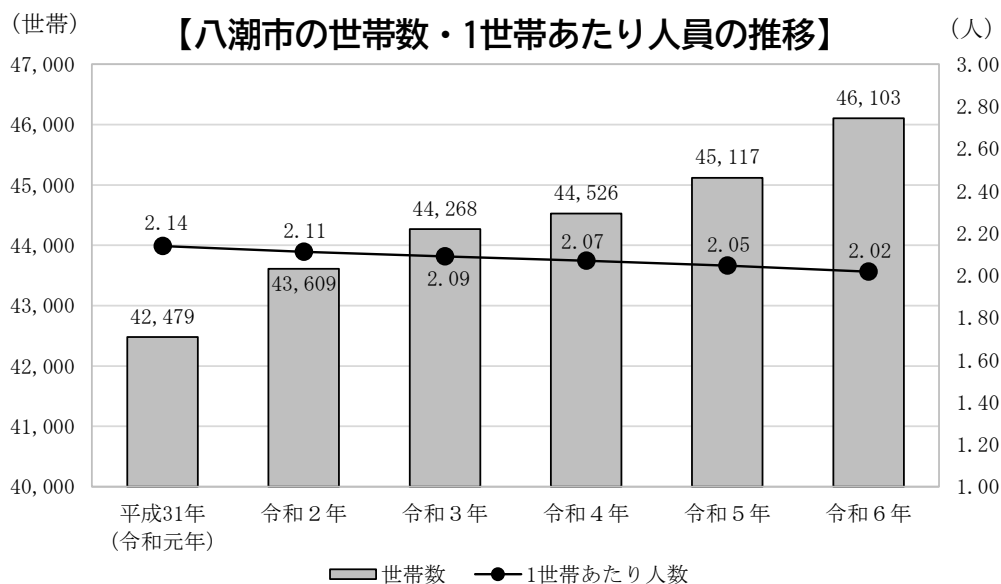
	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	90,861人	92,112人	92,501人	92,167人	92,339人	93,036人
年少人口 (15歳未満)	11,520人	11,564人	11,556人	11,301人	11,130人	10,928人
年少人口割合	12.7%	12.6%	12.5%	12.3%	12.1%	11.7%

資料：埼玉県-町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）

(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移しており、令和 6 年の世帯数は 46,103 世帯で、平成 31 年から 3,624 世帯増加しています。

一方、1 世帯あたりの人員は減少傾向で推移しています。



	平成31年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
世帯数	42,479世帯	43,609世帯	44,268世帯	44,526世帯	45,117世帯	46,103世帯
1世帯あたり人数	2.14人	2.11人	2.09人	2.07人	2.05人	2.02人

資料：埼玉県-町（丁）字別人口調査（各年 1 月 1 日現在）

(3) 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯数をみると、本市の令和2年時点の総世帯数は42,054世帯で、核家族世帯、非親族を含む世帯、単独世帯いずれも年々増加が見られます。

また、A親族のみの世帯のうち、Ⅱその他の親族世帯については、減少傾向で推移しており、「夫婦、こどもと両親の世帯」、「夫婦、こどもとひとり親の世帯」の減少数が顕著となっています。

【八潮市の家族類型別世帯数】

(単位：世帯数)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	6歳未満 親族のい る世帯	18歳未満 親族のい る世帯
総数	25,895	27,281	32,411	34,102	42,054	3,695	8,416
A 親族のみの世帯	20,013	20,473	22,583	22,350	24,723	3,680	8,368
I 核家族世帯	17,215	17,578	19,813	19,945	22,483	3,425	7,545
(1) 夫婦のみの世帯	4,215	4,940	6,123	6,407	7,590	—	—
(2) 夫婦とこどもの世帯	10,955	10,214	10,730	10,337	11,127	3,276	6,733
(3) 男親とこどもの世帯	450	517	624	641	691	13	103
(4) 女親とこどもの世帯	1,595	1,907	2,336	2,560	3,075	136	709
Ⅱ その他の親族世帯	2,798	2,895	2,770	2,405	2,240	255	823
(5) 夫婦と両親の世帯	86	119	102	102	89	—	—
(6) 夫婦とひとり親の世帯	240	249	269	247	261	—	—
(7) 夫婦、こどもと両親の世帯	604	527	446	311	235	51	159
(8) 夫婦、こどもとひとり親の世帯	954	925	849	649	597	79	310
(9) 夫婦と他の親族（親、こどもを含まない）の世帯	56	62	73	97	76	2	10
(10) 夫婦、こどもと他の親族（親を含まない）の世帯	196	289	284	291	248	46	140
(11) 夫婦、親と他の親族（こどもを含まない）の世帯	64	81	74	49	30	2	4
(12) 夫婦、こども、親と他の親族の世帯	239	201	172	109	85	41	64
(13) 兄弟姉妹のみの世帯	143	161	175	180	250	—	1
(14) 他に分類されない親族世帯	216	281	326	370	369	34	135
B 非親族を含む世帯	163	197	406	579	602	15	46
C 単独世帯	5,719	6,611	9,422	11,173	16,728	—	2

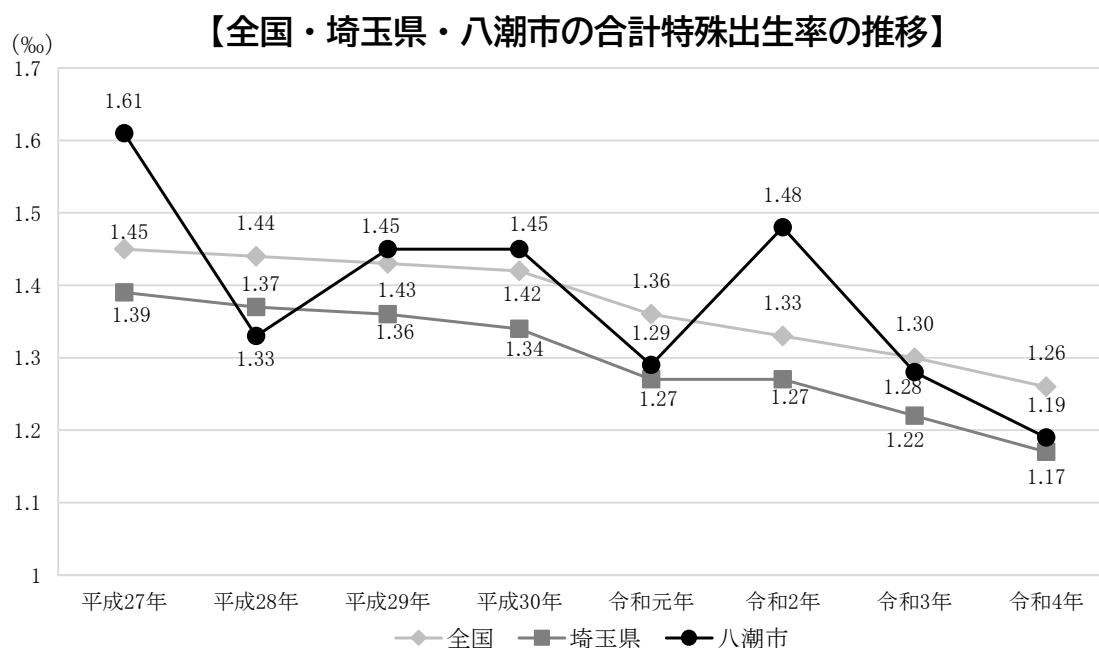
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率¹は、年ごとに増減を繰り返しながら減少傾向で推移しています。令和4年の合計特殊出生率は1.19となっており、令和2年と比べ0.29ポイント減少、平成27年と比べ0.42ポイント減少しています。

令和4年時点では、埼玉県よりも高く、全国よりも低い結果となっています。



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
埼玉県	1.39	1.37	1.36	1.34	1.27	1.27	1.22	1.17
八潮市	1.61	1.33	1.45	1.45	1.29	1.48	1.28	1.19

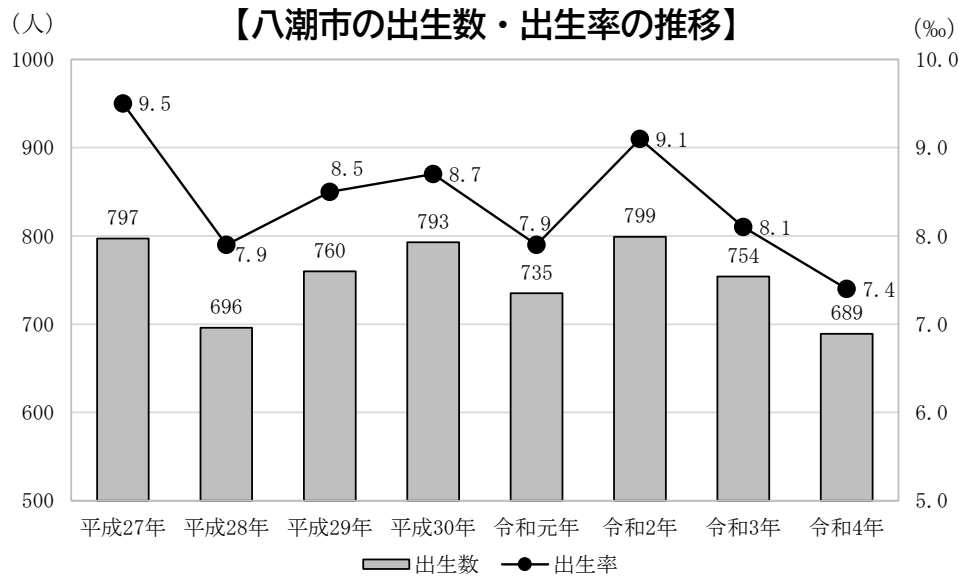
資料：厚生労働省-人口動態統計、埼玉県-保健医療部保健医療政策課

¹ 合計特殊出生率… 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

(2) 出生数、出生率の推移

本市の出生数、出生率²は、令和2年までは増減を繰り返しながら推移していましたが、令和3年以降は減少傾向となっています。

令和4年の出生数は689人、出生率が7.4と、令和2年よりも出生数で110人減少、出生率は1.7ポイント減少しています。



(単位：‰ ※パーミル、千分率)

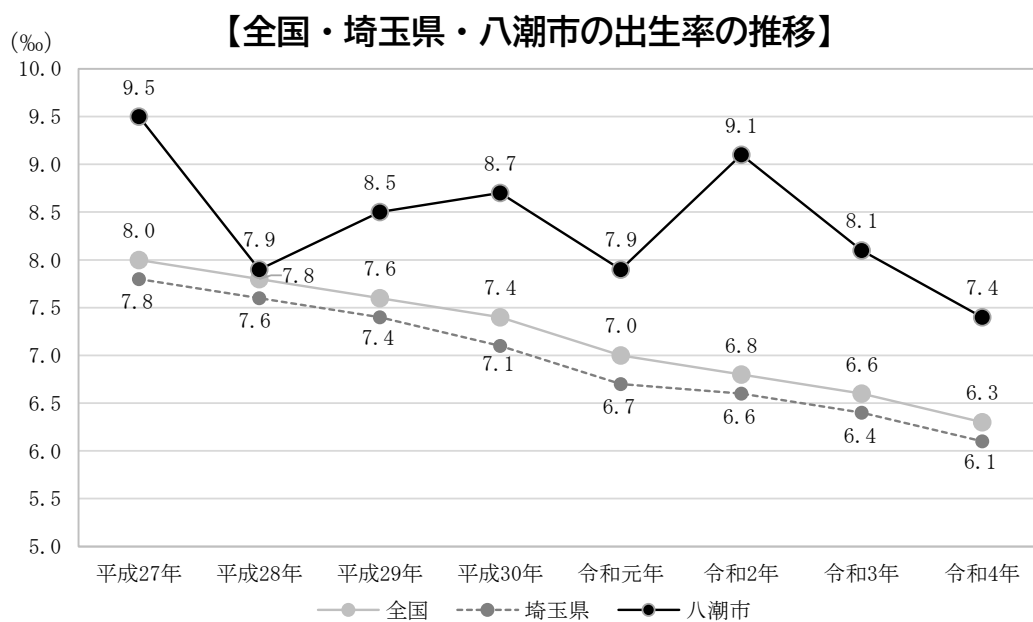
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数	797	696	760	793	735	799	754	689
出生率	9.5	7.9	8.5	8.7	7.9	9.1	8.1	7.4

資料：埼玉県-人口動態概況

² 出生率…人口1,000人当たりの出生数

(3) 出生率の推移の比較

本市の出生率は、国及び埼玉県を上回って推移しており、令和4年の出生率は、全国よりも1.1ポイント、埼玉県よりも1.3ポイント高い結果となっています。



(単位：‰ ※パーミル、千分率)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3
埼玉県	7.8	7.6	7.4	7.1	6.7	6.6	6.4	6.1
八潮市	9.5	7.9	8.5	8.7	7.9	9.1	8.1	7.4

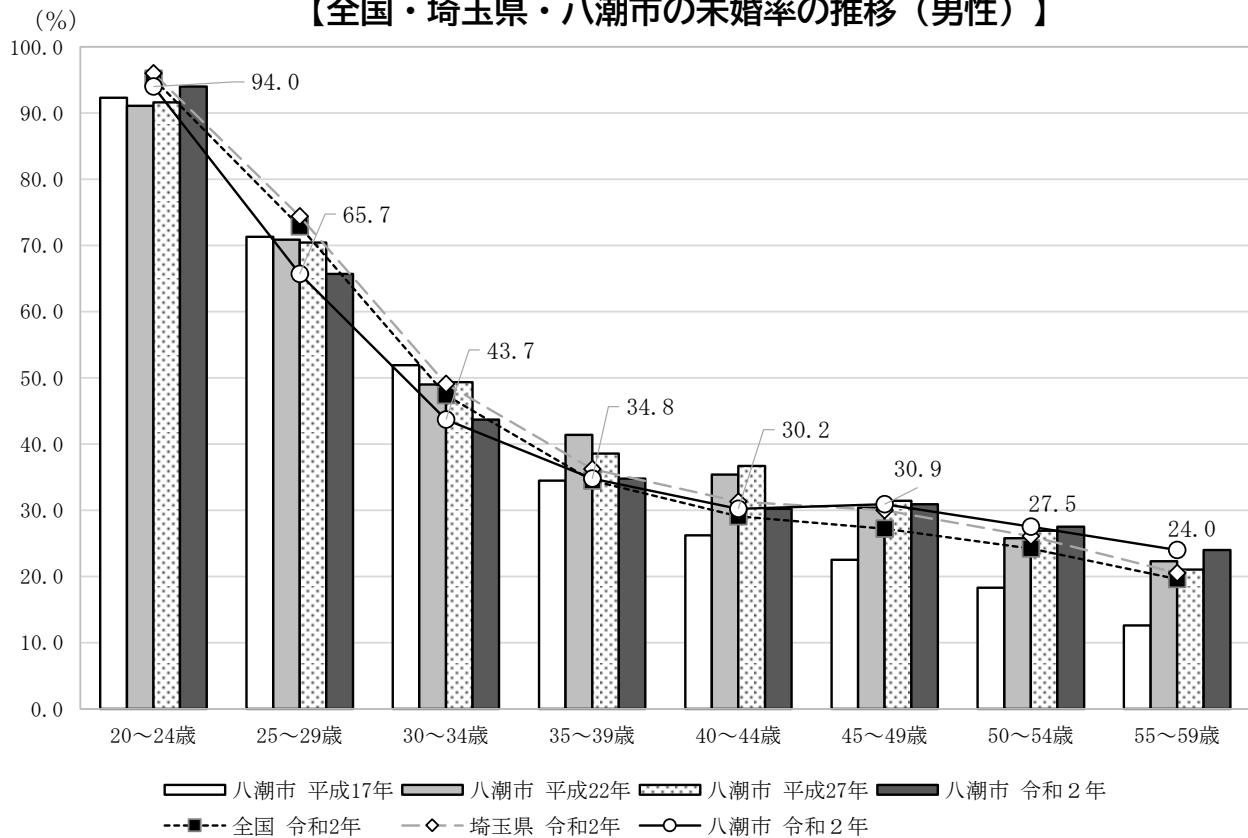
資料：厚生労働省-人口動態統計、埼玉県-人口動態概況

(4) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査による本市の男性の未婚率は、令和2年時点で25～29歳が65.7%、30～34歳が43.7%、35～39歳が34.8%となっています。40歳代では約3人に1人が未婚者となっています。

39歳までの男性未婚率は、全国・県と比較すると若干低い傾向にあります。

【全国・埼玉県・八潮市の未婚率の推移（男性）】



平成22年以降は、婚姻関係「不詳」除き算出

（単位：%）

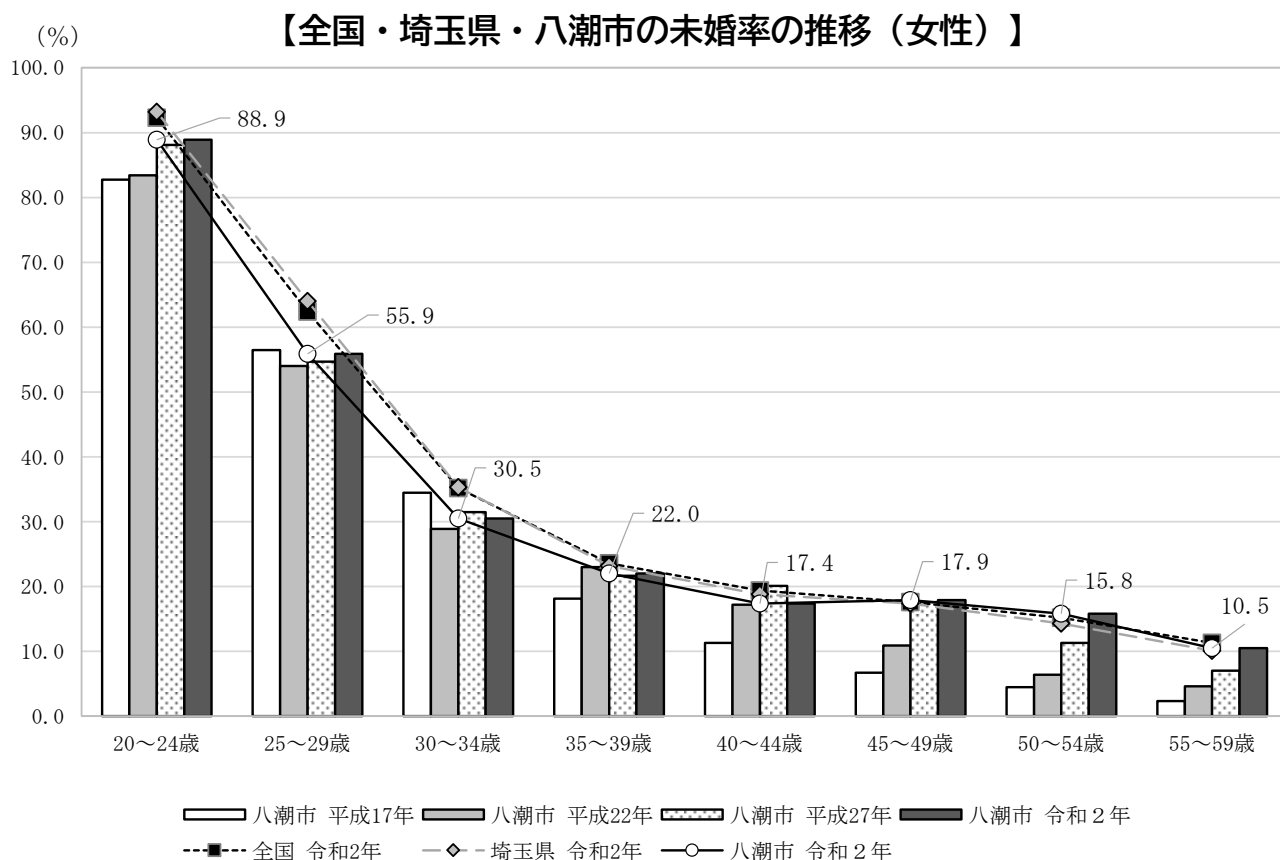
	八潮市				埼玉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
20～24歳	92.3	91.1	91.6	94.0	96.0	95.2
25～29歳	71.3	70.9	70.4	65.7	74.4	72.9
30～34歳	51.9	49.0	49.4	43.7	49.1	47.4
35～39歳	34.5	41.4	38.6	34.8	36.2	34.5
40～44歳	26.2	35.4	36.7	30.2	31.3	29.1
45～49歳	22.5	30.4	31.4	30.9	30.0	27.2
50～54歳	18.3	25.8	26.9	27.5	26.1	24.2
55～59歳	12.6	22.3	21.1	24.0	20.5	19.6

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査による本市の女性の未婚率は、令和2年時点で25～29歳が55.9%、30～34歳が30.5%、35～39歳が22.0%となっています。40歳代では約5人に1人が未婚者となっています。

39歳までの女性未婚率は、埼玉県及び全国に比べ、低い傾向となっています。



平成22年以降は、婚姻関係「不詳」除き算出

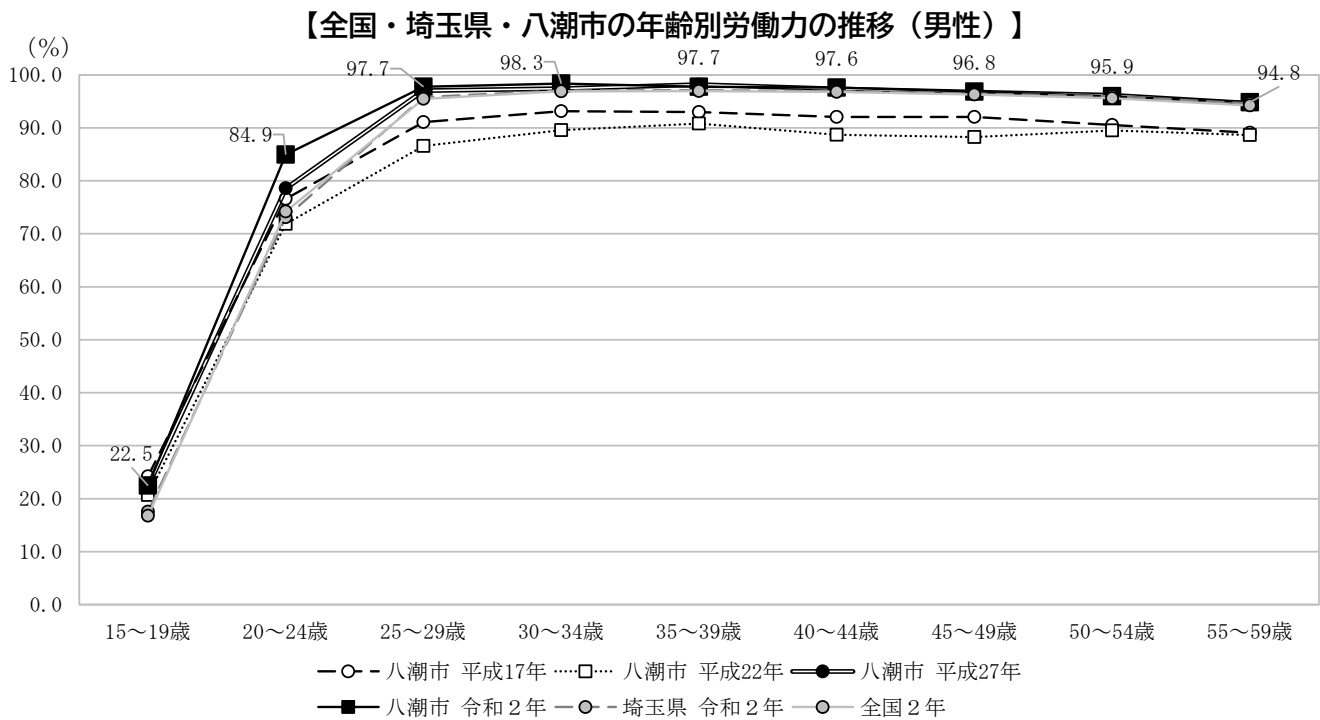
(単位：%)

	八潮市				埼玉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
20～24歳	82.8	83.4	88.1	88.9	93.2	92.3
25～29歳	56.5	54.0	54.7	55.9	64.0	62.4
30～34歳	34.5	28.9	31.5	30.5	35.3	35.2
35～39歳	18.1	23.0	21.7	22.0	23.2	23.6
40～44歳	11.3	17.2	20.1	17.4	18.8	19.4
45～49歳	6.7	10.9	17.6	17.9	17.4	17.6
50～54歳	4.5	6.4	11.3	15.8	14.3	15.2
55～59歳	2.3	4.6	7.0	10.5	10.1	11.3

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査による本市の男性の労働力率は、令和2年時点で、全国・埼玉県の数値を各世代とも上回って推移しています。20～24歳の労働力率は84.9%と、平成27年と比較し6.3ポイント増加するなど、若年層の労働力率上昇が示される結果となっています。



（単位：%）

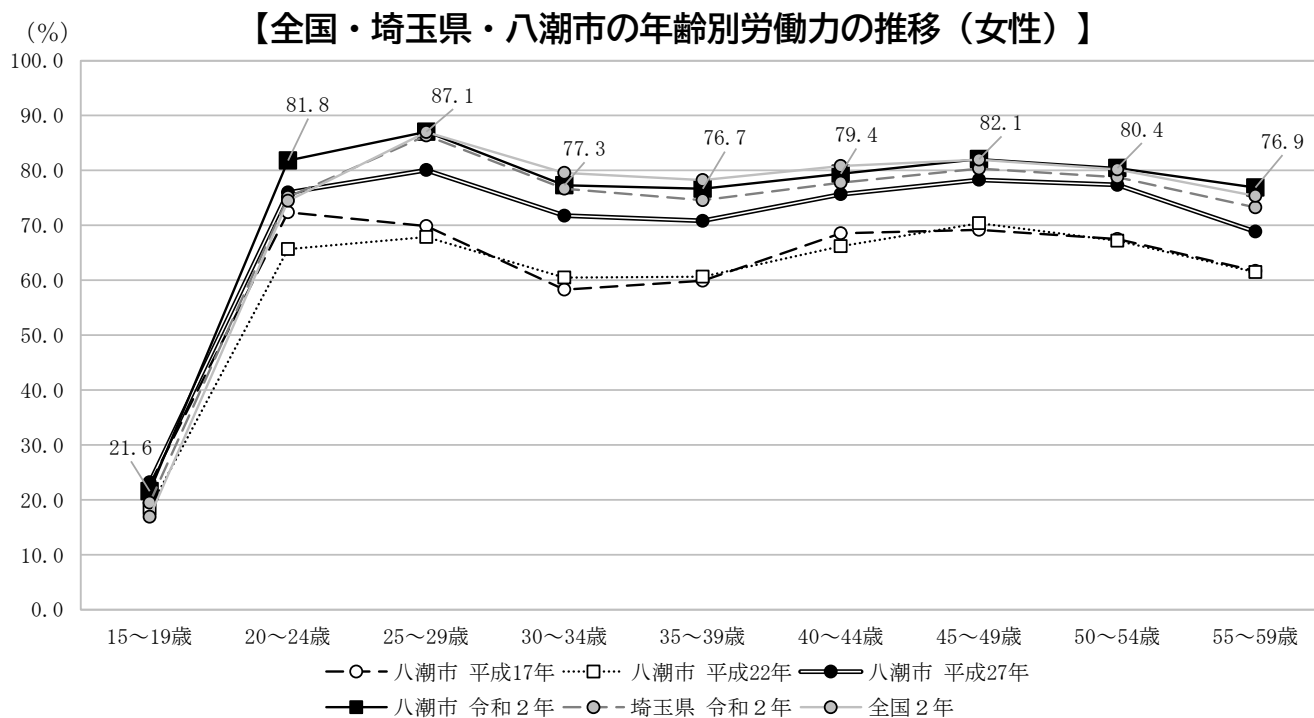
	八潮市				埼玉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	24.2	20.7	22.3	22.5	17.6	16.8
20～24歳	76.6	71.9	78.6	84.9	73.1	74.2
25～29歳	91.1	86.6	97.0	97.7	95.8	95.5
30～34歳	93.1	89.6	97.4	98.3	97.0	96.9
35～39歳	93.0	90.8	98.1	97.7	97.1	96.9
40～44歳	92.0	88.7	97.3	97.6	96.9	96.8
45～49歳	92.1	88.2	96.8	96.8	96.5	96.3
50～54歳	90.5	89.5	96.1	95.9	95.9	95.6
55～59歳	89.1	88.6	94.7	94.8	94.6	94.2

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（7）年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査による本市の女性の労働力率は、令和2年時点で20～29歳までの年齢層で、埼玉県・全国の数値よりも高くなっています。

また、令和2年の労働力率を平成27年と比較すると、ほぼ全ての年齢層で上昇しています。



(単位：％)

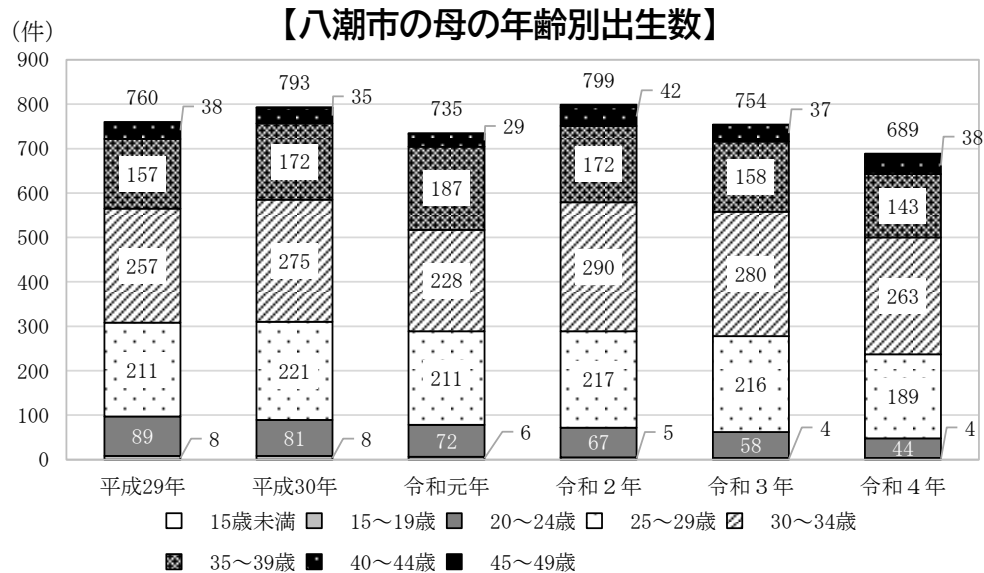
	八潮市				埼玉県	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	22.8	18.4	23.2	21.6	19.5	16.9
20～24歳	72.3	65.7	76.0	81.8	75.2	74.5
25～29歳	69.9	67.9	80.1	87.1	86.4	87.0
30～34歳	58.3	60.5	71.8	77.3	76.7	79.6
35～39歳	59.9	60.6	70.8	76.7	74.5	78.2
40～44歳	68.5	66.2	75.6	79.4	77.8	80.8
45～49歳	69.2	70.4	78.3	82.1	80.3	82.0
50～54歳	67.5	67.2	77.4	80.4	78.8	80.2
55～59歳	61.7	61.5	68.8	76.9	73.3	75.3

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(8) 母の年齢別出生数の推移

本市の令和4年の母の年齢別出生数は、30～34歳の出生数が263人で最も多く、次いで25～29歳の189件となっています。

総数では、令和4年が689件で、令和3年より65件減少しています。



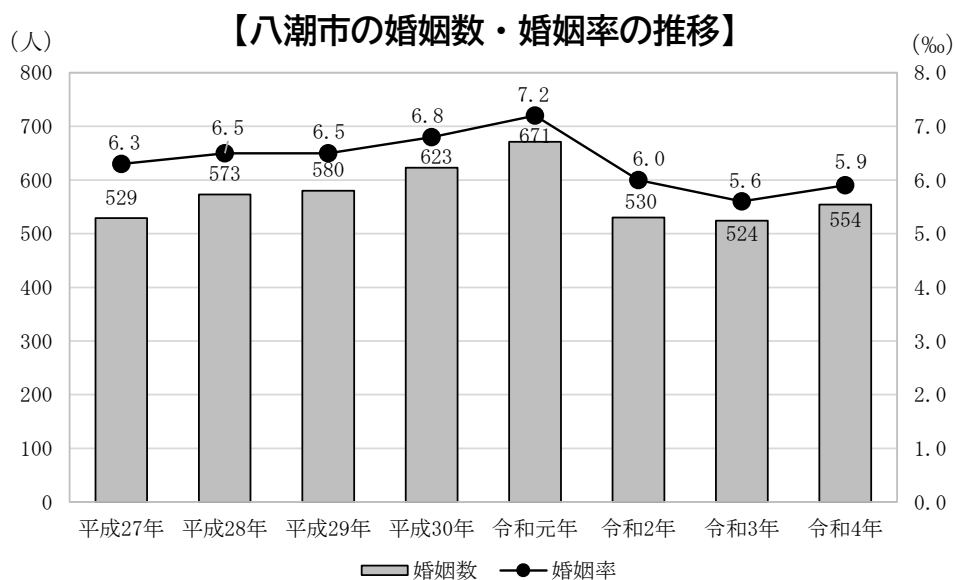
(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
15歳未満	0	0	0	0	0	0
15～19歳	8	8	6	5	4	4
20～24歳	89	81	72	67	58	44
25～29歳	211	221	211	217	216	189
30～34歳	257	275	228	290	280	263
35～39歳	157	172	187	172	158	143
40～44歳	38	35	29	42	37	38
45～49歳	0	1	2	6	1	8
年齢不詳	0	0	0	0	0	0
総数	760	793	735	799	754	689

資料：人口動態調査

(9) 婚姻数、婚姻率の推移

本市の婚姻数・婚姻率³は、令和元年まで緩やかに増加をしていましたが、令和2年より減少傾向を示しており、令和4年では、婚姻件数 554 件・婚姻率 5.9 となっています。



(単位：‰ ※パーミル、千分率)

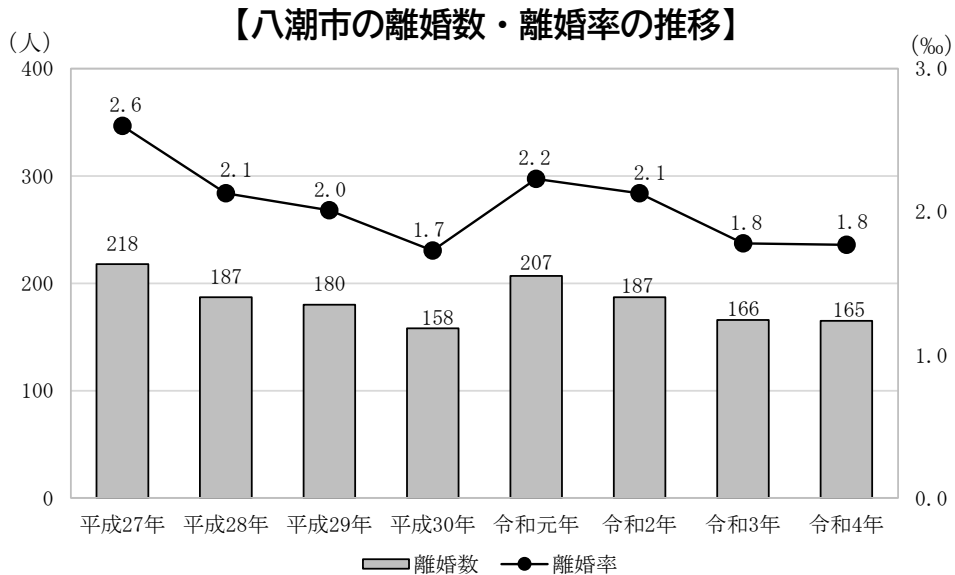
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
婚姻数	529	573	580	623	671	530	524	554
婚姻率	6.3	6.5	6.5	6.8	7.2	6.0	5.6	5.9

資料：埼玉県-人口動態概況

³ 婚姻率…人口 1,000 人当たりの婚姻数

(10) 離婚数、離婚率の推移

離婚数・離婚率⁴は、令和 4 年では離婚件数 165 件、離婚率 1.8 となっており、令和 3 年より離婚件数が 1 件、減少しています。



(単位：‰ ※パーミル、千分率)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
離婚数	218	187	180	158	207	187	166	165
離婚率	2.6	2.1	2.0	1.7	2.2	2.1	1.8	1.8

資料：埼玉県-人口動態概況

⁴ 離婚率…人口 1,000 人当たりの離婚数

3 保育環境・教育環境の状況

(1) 保育所等入所児童数

保育所等入所児童数の推移

(単位：人)

	平成31年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	142	139	140	137	131	151
1 歳	269	272	281	275	316	305
2 歳	305	307	322	331	336	351
3 歳	248	269	302	288	286	281
4 歳	243	263	290	277	295	294
5 歳	200	256	308	278	278	295
計	1,407	1,506	1,643	1,586	1,642	1,677

※認定こども園（2・3号）及び小規模保育事業所の入所児童数を含む

資料：保育課（各年 4 月 1 日）

認定こども園入所児童数の推移

(単位：人)

	平成31年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
1 号認定	135	102	82	64	69	64
2 号認定	43	60	65	69	72	73
3 号認定	0 歳	3	5	8	3	2
	1・2 歳	24	34	34	34	34
計	205	201	188	175	178	173

資料：保育課（各年 4 月 1 日）

(2) 保育所待機児童数

保育所待機児童数の推移

(単位：人)

	平成31年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	0	0	0	0	0	0
1 歳	0	21	14	14	25	21
2 歳	0	3	10	0	9	3
3 歳	0	11	2	0	5	0
4 歳	0	0	0	0	0	0
5 歳	0	0	0	0	0	0
計	0	35	26	14	39	24

資料：保育課（各年 4 月 1 日）

(3) 私立幼稚園の入園児童数

私立幼稚園の入園児童数の推移

(単位：人)

	平成31年 (令和元年)	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
入園児童数 (私立)	1, 269	1, 266	1, 231	1, 148	1, 074	989

資料：教育総務課（各年 5 月 1 日）

(4) 学童保育所入所児童数

放課後児童クラブ(学童保育所)入所児童数の推移

(単位：人)

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
入所児童数	592	633	656	715	755	790

資料：保育課(各年4月1日)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

こどもも 親も 輝けるまち やしお

八潮市は都心までの優れたアクセス性などにより、市外からの転入者の増加や、核家族化の進行などにより、人口と世帯数は、近年増加し続けています。

しかしながら、未婚化・晩婚化の進行などにより出生数が低下するに連れ、若年層の人口割合は年々低下しています。

八潮市のみならず、国全体で少子化が喫緊の社会問題であり、効果的かつ現実的な支援体制の整備が求められています。

子育て支援における主役は、こども自身であり、子育てをする親です。「こどもたち自身が自ら育ち」そして「親自身も子育てを通じて育ち・育てられる」という認識の下、子育てを地域全体で見守り、こどもを安心して産み育てられる環境づくりに取り組んでいきます。

また、今後の社会を担うこどもと若者の視点と意見は、非常に重要なものであり、こどもと若者の意見を的確に捉え、様々な施策を展開していきます。

本計画は、『子ども・子育て支援事業計画』を包含した『こども計画』として支援を加速させていくものであり、方向性や考え方の基礎も一致していることから、「第2期八潮市子ども・子育て支援事業計画」で掲げた基本理念である、『こどもも親も輝けるまち やしお』を継承し、事業を展開していきます。

2 こどもの権利

(1) こどもの権利の考え方

こどもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、取り巻く環境に左右されることなく、生まれながら平等に育ちゆく権利を持っています。あらゆる差別から守られ、その権利が保障されるとともに、全てのこどもが思い描く将来の自分自身に向けて、希望をもって健やかに成長することができる環境を整えていく必要があります。いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが何より重要と考えられ、こどもを考えた中心に据えた社会づくりは、我々大人の責務であります。

以下は、こどもの権利や目指すべき社会についての、基本的な考え方です。これらの基本的な権利を、大人たちは守っていけるよう、支援する必要があります。

① 生きる権利

- ・ 一人の人間として、それぞれの個性が尊重され、また主体であるとみなされること
- ・ 様々な危険から命が守られること

② 育つ権利

- ・ 常に健康でいるため、適切な医療が受けられること
- ・ 一人ひとりが発達段階に応じて、適切な生活ができること
- ・ 育ちの環境に関係なく、学びや遊びを通じ、能力や自尊心が育まれること
- ・ 文化や芸術およびスポーツなど、多様な経験ができること
- ・ 様々な人と触れ合い、他者を尊重できるようになること
- ・ こどもに関する事柄について、こどもの視点でもって最善の利益を優先されること

③ 守られる権利

- ・ 育ちの環境や出身などから、決して差別をされないこと
- ・ 大人たちからの愛情を享受し、理解され、豊かで幸せに過ごせること
- ・ 虐待、体罰、いじめ等、不条理な暴力や犯罪、あらゆるハラスメントから守られること

④ 参加する権利

- ・ 自分自身の意見を表明できる機会が設けられること
- ・ 自由に意思を発信し、大切に受け止められること

(2) 家庭や教育機関、地域社会と市の役割

こどもの権利を尊重していくことを念頭に、家庭や教育機関、地域社会と協働しながら、こどもの育ちを市全体で支援します。

① 家庭での役割

- ・ 差別や虐待を行わず、愛情をもってこどもを育てること
- ・ 発達の段階に応じて、意見を尊重し、こどもにとっての最善の利益を考慮し続けること
- ・ プライバシーを守り、こどもの個性と特性を尊重すること

② 学校等の教育機関での役割

- ・ こどもの人間性が豊かになるよう、発達の段階に応じつつ、地域と協働しながら、教育活動を推進するよう努めること
- ・ プライバシーを守り、こどもの個性と特性を尊重すること
- ・ 差別、虐待、いじめ等からこどもを守ること

③ 地域社会の役割

- ・ 地域の中で、こどもが健やかに成長していけるよう、見守ること
- ・ こどもも地域社会の一員であると認識し、こどもとともに地域活動を行うこと
- ・ 差別や暴力、虐待からこどもを守ること
- ・ こどもが安心して過ごせる、学びや遊びの場を提供すること

④ 八潮市の役割

- ・ こどもの健やかな育ちを支援するための施策を講じ、こどもの能力と可能性を最大限に伸ばすことが出来る環境を整備すること
- ・ こどもや保護者が安心して相談できる場をつくり、提供すること
- ・ 配慮が必要な家庭とこどもへの支援をすること
- ・ 貧困の防止に努め、様々な理由で貧困な状態にある家庭からの相談を受け、必要な支援を行うこと
- ・ 虐待、体罰、いじめ等からこどもを守るため、家庭や教育機関と連携をすること
- ・ こどもの権利を尊重する為、こどもの意見表明の場や、社会参画の機会を確保していくこと

【子どもの権利条約】

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童（こども）を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。前文と本文 54 条からなり、こどもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効しました。日本は 1994 年に批准しました。

●「子どもの権利条約」 4つの権利

- ・生きる権利 全てのこどもの命が守られること。
- ・育つ権利 持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活の支援などを受け、友達と遊んだりすること。
- ・守られる権利 暴力や詐欺、有害な労働などから守られること。
- ・参加する権利 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

●「子どもの権利条約」 一般原則

- ・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- ・こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）
こどもに関することが行われる時は、「そのこどもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- ・こどもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。
- ・差別の禁止（差別のないこと）
全てのこどもは、こども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

3 こども大綱について

(1) こども大綱の概要

こども大綱とは、令和5年10月に閣議決定された、こどもや若者が生きやすい社会を実現するための、こども施策を総合的に推進するための政策大綱という位置づけになります。

「こども」や「若者」に関する大綱は、『少子化対策大綱』『子ども・若者育成支援大綱』『子どもの貧困対策に関する大綱』等がありますが、これらは目的が異なるものの、重なり合う範囲が大きいものとされてきました。

そこで、「こども基本法」により、これら的大綱を一元化し、統一性のある「こども大綱」にて、一体的に運用されることとなりました。

また、こどもの権利、こどもの利益追求などが明文化され、基本的な考えとして示されました。

こども大綱	
少子化対策大綱	・雇用環境の整備 ・保育サービス等の充実 ・地域の子育て支援体制の整備 ・母子保健医療体制の充実 ・ゆとりのある教育の推進 ・生活環境の整備 ・経済的負担軽減 ・教育及び啓発
子ども・若者育成推進大綱	・青少年の健やかな成長と社会的自立への支援 ・社会生活に困難を有する ・青少年とその家族への支援 ・青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備
子どもの貧困対策に関する大綱	・教育の支援 ・生活の支援 ・就労の支援 ・経済的支援
・こどもの権利保全 ・こどもの社会参画と意見反映・こどもの視野に立った最善の利益追求 ・こどもの育ちの支援 ・こどもの平等な成長機会の提供	

(2) こども大綱の目的

こども大綱で目指しているものは、「こどもまんなか社会」の醸成であり、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会とされています。

そのため、全てのこどもと若者の権利や主体が尊重され、意欲や能力を活かすことが出来るようになる社会づくりを目的としています。

(3) こども大綱の基本方針

こども大綱の基本方針を踏まえ、こども計画に反映します。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

4 こども施策に関する主な法律や条約等

年 月	基本理念・基本方針の概要
令和4（2022）年 6月	◆児童福祉法改正 ・子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ・一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 ・社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対し自立支援の強化 ・児童の意見聴取等の仕組みの整備・児童をわいせつ行為から守る環境整備（日本版DBS導入）等
令和4（2022）年 6月	◆こども基本法制定 ・次代の社会施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ・支援の総合的・一体的提供の体制整備 ・関係者相互の有機的な連携の確保 ・この法律・児童の権利に関する条約の周知 ・こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等
令和5（2023）年 12月	◆「こども大綱」閣議決定 ・こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ・こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進める ・こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ・良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ・若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む等
令和5（2023）年 12月	◆「こども未来戦略」閣議決定 ・若い世代の所得を増やす ・社会全体の構造・意識を変える ・全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する等
令和5（2023）年 12月	◆放課後児童対策パッケージ公表 ・放課後児童クラブの受け皿整備等の推進 ・全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

年 月	基本理念・基本方針の概要
令和 6（2024）年 6 月	◆子ども・子育て支援法改正 ・ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 ・共働き・共育での推進等
令和 6（2024）年 6 月	◆子どもの貧困対策の推進に関する法律改正 （こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律） ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称 ・こどもの貧困の解消に向けた対策の実施状況の検証や成果の活用の推進等

5 計画の体系

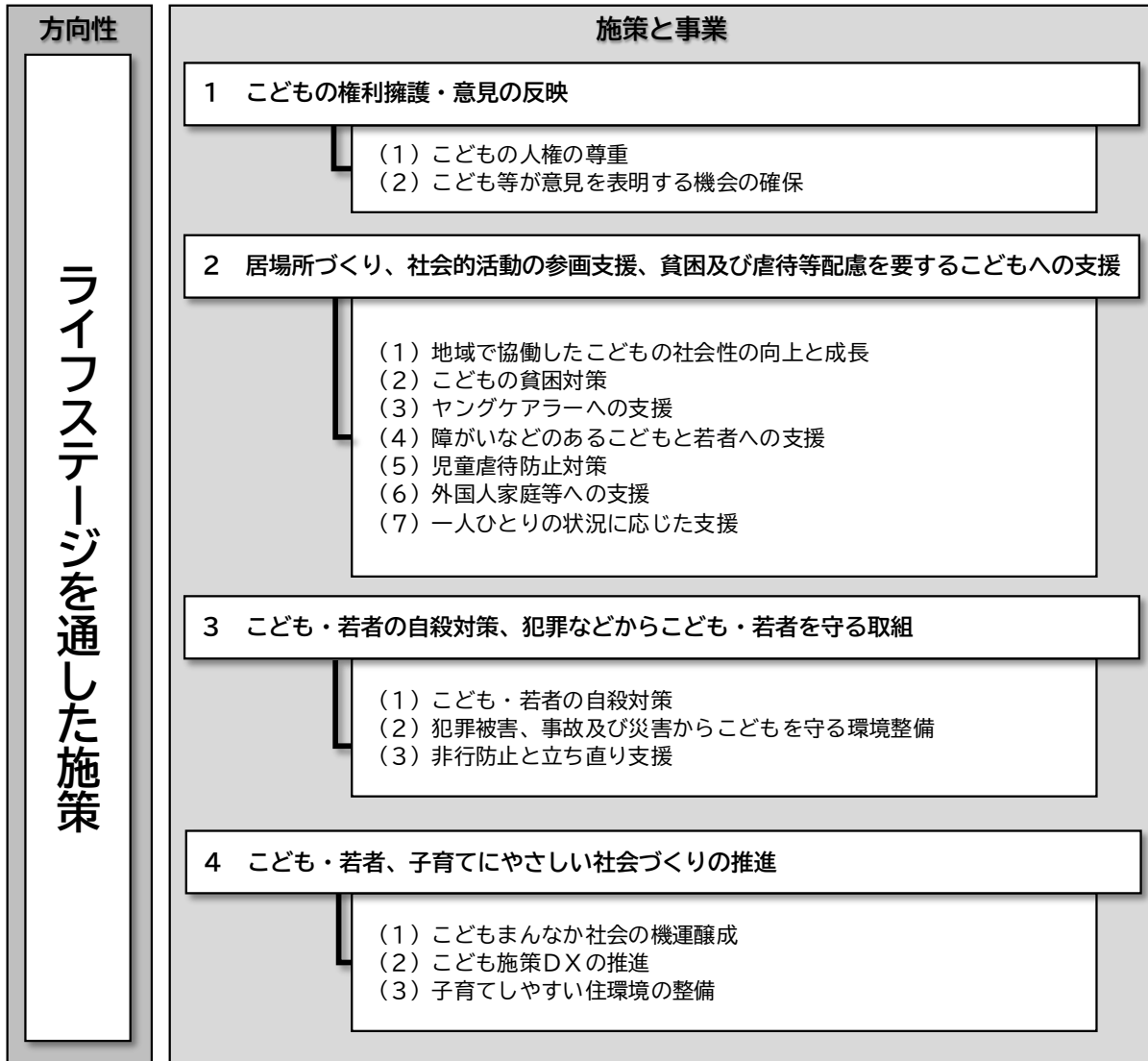
(1) ライフステージ別の支援

本計画の施策は、「ライフステージ別の支援」の方向性と、「ライフステージを通じた支援」の方向性の2つに分かれており、「出産」「育児」「保育・教育」といった、各ライフステージ別に応じた支援の施策体系が下記の図となります。

時期	施策と事業
出産前・乳幼児	1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援 (1) 妊娠期前から出産までの支援 (2) 出産後の母親に寄り添う支援 (3) 子育て支援体制の充実 (4) 地域における保育サービスの充実 (5) 待機児童の解消 (6) こどもが地域で学べる環境づくり (7) 放課後児童クラブ（学童保育所）の充実 (8) 家庭の子育てを応援する体制強化
小・高校生	2 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育 (1) 学習支援 (2) いじめ・不登校への対応 (3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
若者支援（18歳以上）	3 未来を切り拓くこども・若者の応援 (1) 若者の職業的自立、勤労等支援 (2) 結婚を望む人への支援
	4 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援 (1) 分野横断的な支援人材の育成
	5 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

(2) ライフステージを通した施策

下記の図は、家庭とこどものライフステージに関係なく、ライフステージ通して講じる支援の施策体系です。



第2部 各論

第1章 ライフステージ別の支援

1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

(1) 妊娠期前から出産までの支援

母親とこどもの保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となります。安心してこどもを産み、ゆとりを持って健やかにこどもを育てるための家庭や地域の環境づくりを推進していきます。

また、従来、市町村域のこども家庭分野の相談支援機関は、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」と、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」がありましたが、令和6年4月の改正児童福祉法の施行に伴い、本市においても子ども家庭支援課内にこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し母子保健・児童福祉の両機能が一体となって相談支援を行っています。多様な環境下にある子育て世帯に対し、誰も取りこぼすことのないよう、妊娠期から切れ目ない支援に努めていきます。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	・利用者支援事業(こども家庭センター型)で、妊産婦や乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援及び全てのこどもや家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。	子ども家庭支援課
2	妊婦等包括相談支援事業	・「にじいろ子育て相談室」において、保健師等による母子保健や子育てに関する情報の提供や相談支援を行います。 ・妊娠届出のあった妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関するアンケートとともに面談を行い、母子健康手帳を交付します。	子ども家庭支援課
3	妊婦健康診査事業	・妊婦及び胎児の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査を行います。	子ども家庭支援課

事業名		事業内容	担当課
4	母子保健に関する各種教室・相談	・妊婦が安心して出産を迎え、子育てをしていけるよう、「パパママ学級」や「プレママサロン」を行います。 ・乳児の健康の保持増進を図るため「離乳食教室」を行います。 ・保健師、栄養士が電話や来所、訪問等により個別相談を行います。	子ども家庭支援課
5	早期不妊検査費・不育症検査費の助成	・不妊検査又は不育症検査の費用の一部を助成します。	子ども家庭支援課
6	低所得の妊婦に対する初回産科等受診の助成	・低所得の妊婦に対し、妊娠判定のための初回の産科等医療機関の受診に必要な費用の一部を助成します。	子ども家庭支援課
7	妊婦のための支援給付	・認定を受けた妊婦に対し、妊婦支援給付金を支給します。	子ども家庭支援課

(2) 出産後の母親に寄り添う支援

新生児や乳幼児の健康診査・相談を通じて、新生児・乳幼児の健康状態を定期的にチェックし、早期発見・早期対応を図ります。次に、母親が抱える育児や健康に関する悩みや疑問に対して、各種相談窓口を設置し、専門家による適切なアドバイスを提供します。また、母親の心身のケアや授乳・育児等の指導・相談を行い、精神的な負担軽減を講じます。

1) 乳幼児のすこやかな成長を促す支援

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	新生児聴覚スクリーニング検査	・新生児期に行う聴覚スクリーニング検査をうけた新生児の保護者に対し、費用の一部を助成します。	子ども家庭支援課
2	各種乳幼児健康診査	・乳幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、各種乳幼児健康診査を行います。	子ども家庭支援課
3	すこやか相談	・発育・発達の経過観察が必要な乳幼児を対象に、小児発達専門医、心理士、言語聴覚士による相談を実施し、必要に応じ医療機関や療育機関に繋いでいきます。	子ども家庭支援課

事業名		事業内容	担当課
4	【再掲】 母子保健に関する 各種教室・相談	・妊婦が安心して出産を迎え、子育てをしていけるよう、「パパママ学級」や「プレママサロン」を行います。 ・乳児の健康の保持増進を図るために「離乳食教室」を行います。 ・保健師、栄養士が電話や来所、訪問等により個別相談を行います。	子ども家庭支援課

2) 子育て中の親へ寄り添う支援

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	利用者支援事業	・こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。(基本型) ・妊産婦や乳幼児の健康の保持、増進に関する包括的な支援及び全てのこどもや家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。(こども家庭センター型)	子育て支援課 子ども家庭支援課
2	産婦健康診査	・産後間もない時期に行う産婦健康診査について、基本的な身体的健康診査に加え、心の健康チェックを受けた方を対象に費用の一部を助成します。	子ども家庭支援課
3	乳児家庭全戸訪問事業	・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などを把握し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスに繋いでいきます。 ・生後2か月未満の乳児のいる家庭で発育発達や育児等の相談希望のある家庭に、新生児訪問として保健師、助産師が訪問し、助言・指導を行います。	子ども家庭支援課
4	産後ケア事業	・産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職による母親の心身のケアや授乳・育児等の指導・相談等の支援を行います。	子ども家庭支援課
5	子育てメンタルサロン	・子育てに対する不安や困難さを感じている母親同士が交流できる場をつくり、グループで子育てや困りごとについて語り合うことで、不安を軽減させながら子育てをしていけるよう支援します。	子ども家庭支援課

第2部・各論—第1章 ライフステージ別の支援

事業名		事業内容	担当課
6	ママのこころの相談・講座	・母親の精神的な支援として、臨床心理士による個別相談「ママのこころの相談」を実施し、必要な助言を行います。 ・母親の心の健康に焦点を当てた「ママのこころの健康講座」を行います。	健康増進課 子ども家庭支援課
7	【再掲】 母子保健に関する各種教室・相談	・妊婦が安心して出産を迎え、子育てをしていけるよう、「パパママ学級」や「プレママサロン」を行います。 ・乳児の健康の保持増進を図るために「離乳食教室」を行います。 ・保健師、栄養士が電話や来所、訪問等により個別相談を行います。	子ども家庭支援課
8	家庭児童相談室	・各種子育ての相談に対応するため、家庭児童相談員を配置し、相談体制の充実を図ります。	子ども家庭支援課
9	ホームスタートの実施	・未就学児のこどもがいる家庭にボランティアが訪問する、家庭訪問型子育て支援を実施し、傾聴や協働などの活動を行い、親が心の安定や自信を取り戻し、地域へ踏み出すきっかけづくりを支援します。	子育て支援課
10	DV相談支援室	・配偶者暴力相談支援センター（通称：八潮市DV相談支援室）において、DVの防止及び被害者を支援します。	子ども家庭支援課
11	女性相談室	・女性相談支援員を配置し、困難な問題を抱える女性に対し多様な支援を包括的に提供できるよう体制整備をします。	子ども家庭支援課

(3) 子育て支援体制の充実

地域の子育て支援の充実を図り、子育て中の保護者の不安感などを緩和するため、地域子育て支援拠点事業として、子育て親子が気軽に集える場所として、「子育てひろば⁵」を開催します。

また、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう地域の実情や施設の状況等を踏まえ、幼保連携型認定こども園の整備を検討していきます。

1) 地域子育て支援拠点等の充実

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	子育てひろば事業	・子育て親子が気軽に集える場所で、地域の子育て中の保護者の不安感などを緩和するため、各ひろばにおける事業の充実を図ります。	子育て支援課

2) 幼保一体型の推進

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	認定こども園の整備	・身近な地域で教育・保育を受けることができるよう地域の実情や施設の状況等を踏まえ、こども園の整備について幼稚園運営事業者と協議しながら調査・検討していきます。	子育て支援課 保育・幼稚園課

⁵ 子育てひろば…概ね3歳未満の児童と保護者の子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中でお互いに語り合い、相互に交流するための場所。

(4) 地域における保育サービスの充実

増加する保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスを拡充し、待機児童を解消するとともに、多様なニーズに応じた取組を推進しています。また、様々な子育てに関する負担の解消を図るための事業を展開していきます。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	通常保育事業	・保護者の就労又は疾病等により、日中家庭における保育ができない児童を対象に、保護者に代わって保育を行います。	保育・幼稚園課
2	延長保育事業	・保護者の就労形態等により、長時間保育を必要とする児童を対象に、延長保育を行います。	保育・幼稚園課
3	休日保育事業	・就労等で休日に保育を必要とする人に対応するため、休日保育を行います。	保育・幼稚園課
4	病児・病後児保育事業	・保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に自宅での保育が困難などなどの保育需要に対応するため、病気の回復期に至っていない児童又は病気の回復期にある児童の一時的な保育を行います。	子育て支援課
5	送迎保育事業	・八潮駅周辺における保育需要が増加傾向にあることから、送迎サービスの拡充について調査・検討します。	保育・幼稚園課
6	一時預かり事業	・就労、疾病、出産などにより一時的に保育が困難になった就学前児童について、保育所などで一時的に保育を行います。	保育・幼稚園課
7	障がい児保育事業	・公立保育所においては、職員の専門性の向上を図りながら、心身の発達に障がいや遅れのあるこどもの保育を行います。 ・障がい児保育需要が増加傾向にあることから、障がい児の受入体制や心身障がい訓練施設の拡充について検討します。	保育・幼稚園課
8	保育施設等の安全確保・機能強化	・計画的な整備・改修を行い、施設の安全確保・機能強化を図るとともに、避難訓練・防犯訓練等を実施して安全管理に努めます。 ・経年劣化が進んでいる公立保育所の再整備について、検討します。	保育・幼稚園課

事業名		事業内容	担当課
9	保育施設の指導監督の実施	・市内の認可保育所及び小規模保育事業所について、確認指導・監査を定期的に行います。また、認可外保育施設についても、『認可外保育施設指導監督基準』に基づく立入検査を定期的に行います。 ・社会福祉法人が運営する認可保育所は、法人監査と併せ県と合同で施設監査も行います。	子育て支援課 保育・幼稚園課
10	保育サービスの情報提供	・保育サービスに関し、広報やしお、市ホームページなどでの情報提供の充実に努めます。	保育・幼稚園課

(5) 待機児童の解消

保育所の整備や、幼稚園・地域の子育て支援施設との連携を強化し、待機児童解消に向けた取組を進めていきます。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	認可保育所等の整備	・毎年の保育所の入所状況や住環境整備の進捗状況などを勘案しながら、保育所等の整備について調査・検討していきます。	子育て支援課 保育・幼稚園課
2	認可外保育施設の利用	・幼児教育・保育の無償化を踏まえ、必要に応じて認可外保育施設、居宅訪問型保育事業の利用を案内します。	保育・幼稚園課
3	企業主導型保育事業との連携	・企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設における従業員のこども以外のこどもを受け入れる「地域枠」との連携を推進していきます。	子育て支援課 保育・幼稚園課
4	幼稚園等の預かり保育の充実	・保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行います。 ・幼稚園の預かり保育の更なる充実に向けて、幼稚園運営事業者と協議をしながら調査・検討していきます。	保育・幼稚園課

（6）こどもが地域で学べる環境づくり

児童生徒が安心して学校生活を送ることができる教育環境の整備のため、就学前教育及び学校教育の充実を図るとともに、学ぶ意思のあるこどもたちが必要な教育の機会を得ることができるよう学習支援及び就学支援等を推進していきます。

1）就学前教育の充実

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	幼稚園教育の充実	・豊かな人間性を育む幼稚園教育の振興のため、私立幼稚園への助成の充実を検討します。	保育・幼稚園課
2	保育所における幼児教育の充実	・保育所において、豊かな人間性を育むよう、就学前教育を行います。	保育・幼稚園課

2）学校教育の充実

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	きめ細かな学校教育の充実	・小中一貫教育や特別支援教育等を行い、確かな学力と豊かな心の育成を図ります。また、教職員の研修等の教育体制を充実させ、指導力の向上を図ります。	小中一貫教育指導課
2	教育相談事業	・さわやか相談員・専任教育相談員による相談を行い、児童・生徒のいじめ、不登校への対応を行います。また、不登校対策協議会の実施やスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーと連携を密にし、関係機関との連携を図ります。	小中一貫教育指導課
3	学習塾との連携（8ゼミ）	・市内小学生を対象に、児童一人ひとりのつまづきを把握し、学習塾講師による習熟度別学習指導を行うことにより、個々の学力を伸ばし、八潮市全体の学力向上を図ります。	小中一貫教育指導課
4	ジョイスタ（土曜勉強会）	・市内小・中学生を対象に、ALT（外国語指導助手）等による実用英語技能検定（英検）対策講座や、市内中学校教員による中学3年生のための受験対策講座を開講し、学力の向上と学習意欲の高揚を図ります。	小中一貫教育指導課

3) やしお子ども週末活動の推進

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	子ども週末活動推進事業「やしお子ども土曜広場」	・ やしお子ども週末活動実行委員会を組織し、会議を開催するとともに、小学校の施設等を活用して、こどもたちに様々な交流活動を実施し、地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進していきます。	社会教育課

(7) 放課後児童クラブ（学童保育所）の充実

子育て世帯が安心して子育てと仕事などを両立することができるよう、地域と連携し、こどもが放課後や長期休暇を安心して過ごせる環境を整え、留守家庭のこども等を対象にした放課後児童クラブ（学童保育所）の充実及び実施を推進します。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業	・ 保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。	教育総務課
2	学童保育所の整備	・ 毎年の学童保育所の入所状況や住環境整備の進捗状況などを勘案しながら、学童保育所の整備について調査・検討していきます。	教育総務課
3	障がい児受入れの推進	・ 集団生活が可能な障がい児についての受入れを行います。 ・ 障がい児の受入れを行っている放課後児童クラブへの助成を行っています。	教育総務課

(8) 家庭の子育てを応援する体制強化

全ての子育て家庭が安心して子育てをするために必要な支援を行います。

また、経済面、環境面など個別の家庭の多様なニーズに対して、支援が行き届くよう、地域の子育て支援の充実を図っていきます。

1) 経済的支援の充実・親と子の健康・医療の充実

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	児童手当支給事業	・ 18 歳到達の年度末までの児童を養育している方を対象に、児童の年齢区分に基づき児童手当を支給します。	子育て支援課
2	こども医療費支給事業	・ 安心してこどもを産み育てる環境整備の一環として、こどもの健やかな成長の支援と、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に、18 歳到達の年度末までのこどもの保険医療費の自己負担分を全額助成します。	子育て支援課
3	児童扶養手当支給事業	・ 父母の離婚、父または母の死亡などによって父または母と生計を同じくしていないこどもや、父または母に一定の障がいのあるこどもを育てている方に児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
4	ひとり親家庭等医療費給付事業	・ 母子家庭や父子家庭又は親がいないため親に代わってそのこどもを育てている養育者家庭の皆さんが、医療保険制度で医療にかかった場合に、医療費の一部を支給します。	子育て支援課
5	母子家庭自立支援教育訓練給付費・高等職業訓練促進給付費支給事業	・ 母子家庭の母及び父子家庭の父に対して自立の促進を図るため、就業に必要な資格を取得するための費用を助成します。 ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業に結び付きやすい専門的な資格を取得するために養成機関に6か月以上通学する場合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、受講期間のうち一定期間について母子家庭等高等職業訓練促進給付金を支給します。	子育て支援課

事業名		事業内容	担当課
7	誕生祝金支給事業	・ こどもの誕生を祝い、健全な育成を支援することにより、こどもを産み育てる世帯が安心して住み続けられる環境をつくっていくため、誕生祝金を支給します。	子育て支援課
8	母乳育児支援事業	・ こどもの誕生を祝うとともに、母乳育児支援により、出産後の母親の育児不安の軽減やこどもの健全育成を図るため、医療機関または助産院における「乳房マッサージ及び授乳指導（乳房ケア）」に係る費用を給付します。	子育て支援課
9	パパ・ママ応援ショップ事業	・ 子育て家庭に配布している「優待カード」やパパ・ママ応援ショップスマートフォンアプリの「優待カード」画面を協賛店舗等で提示すると、お店が定めた特典（サービス）を受けられることができる優待制度を県と共同で行います。	子育て支援課
10	こどもの学習支援事業	・ こどもの学習支援事業に登録しているひとり親家庭などや低所得者世帯における児童の進学に向け、大学受験料、模擬試験受験料の一部を補助します。	子育て支援課
11	未熟児養育医療の給付	・ 身体の発育が未熟なままで生まれ入院治療が必要な場合、必要な医療費の給付を行います。	子ども家庭支援課
12	助産・母子生活支援施設の支援	・ 様々な事情を抱え経済困窮に陥り、病院で出産することが難しい妊産婦やこどもの養育を十分にできない母子世帯に対し、指定施設の入所費用の助成を行うとともに安定した生活ができるよう自立に向けた支援を行います。	子ども家庭支援課
13	親子関係形成支援事業	・ 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱いている保護者とその児童に対し、講義等を通じて情報提供や相談・助言を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が情報の交換ができる場を設けるなど、親子間の適切な関係性の構築を図る取組を進めます。	子ども家庭支援課
14	子育て短期支援事業	・ 保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業の実施に向けた検討を進めます。	子ども家庭支援課

第2部・各論—第1章 ライフステージ別の支援

事業名		事業内容	担当課
15	児童育成支援拠点事業	・ 養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に行う事業の実施に向けた検討を進めます。	子ども家庭支援課

2) 子育てを支援する環境の整備

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	赤ちゃんの駅整備事業	・ 子育て中の家庭が外出中におむつ替えや授乳ができるように多目的トイレなどにおむつ交換台及びベビーチェアなどを設置するとともに、授乳できる場所を提供します。	子育て支援課
2	子育て応援ガイド	・ これから子育てをする方や子育てをしている方を対象に各種制度や施設などを紹介するガイドを発行します。	子育て支援課
3	やしお子育て応援ナビ	・ 市内の様々な子育て支援サービスについてパソコン、携帯電話、スマートフォンから検索・閲覧ができる子育て応援Webサイト及びアプリとして「やしお子育て応援ナビ」による情報提供の充実を図ります。	子育て支援課

2 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育

(1) 学習支援

こども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、勉学に励むことが出来るよう、修学支援を着実に実施します。また、体験活動等を通じて、将来の夢を見出す機会を提供します。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	小中一貫教育の推進	・義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進により、児童生徒の学力・体力の向上と豊かな心の育成を図ります。	小中一貫教育指導課
2	学校ICT教育推進事業	・八潮スタンダードとICT学習支援ソフトを組み合わせた教育活動を推進します。	教育総務課 小中一貫教育指導課
3	八潮市教職員の資質能力の向上	・指導員の配置や研修会の実施により教職員の資質能力の向上を図ります。また、「八潮スタンダード」を活用し、授業の改善を図ります。	学務課 小中一貫教育指導課
4	学校外での体験活動等の充実	・小学5年生を対象に、学習塾連携事業（8ゼミ）を行います。 ・ジョイスタ（土曜勉強会）で、英検対策講座や入試対策講座、特別授業教室を行います。 ・小学5年生から中学1年生を対象に、「八潮こども夢大学」、「防災マイスター育成プロジェクト」を行います。	小中一貫教育指導課
5	国際理解教育の推進	・グローバル人材の育成を目指し、中学生海外派遣を行います。 ・市内小中学校にALTや語学指導補助員を配置し、外国語教育の充実を図ります。	小中一貫教育指導課

(2) いじめ・不登校への対応

いじめの積極的な認知と、早期に関係機関と連携し、組織的対応を図るべく、教育相談の充実を図ります。

不登校については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備を強化します。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	教育相談の充実	・さわやか相談員や臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、学校をサポートする職員を学校や教育相談所に配置します。 ・いじめや不登校など、様々な悩みを持つ児童生徒・保護者への相談体制の充実を図ります。	小中一貫教育指導課

（3）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が、社会の中で常識と良識を持ち、自立していけるよう、意識啓発や情報提供に取り組めます。

また、進路指導などを通じ、自らのライフデザインを考えるための支援を実施します。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	進路指導・キャリア教育の推進	・中学生が市内の事業所等で職場体験を通して、職業の一端を知るとともに勤労の尊さや喜びを学び、将来の生き方や自らの進路・キャリア設計に役立てます。	小中一貫教育指導課
2	主権者教育の充実	・選挙の仕組みや選挙権の行使など、自分たちの国やまちを良くするための政治参画の重要性について学び、主権者として当事者意識の醸成を図ります。	小中一貫教育指導課
3	性教育の推進	・保健学習（性に関する指導）の充実に努め、男女が互いに認め合い、自他への思いやりの心を育む学習を推進します。 ・「いのちの授業（誕生学）」の充実に努め、成長期のこどもたちの自尊感情を育み、いじめ、自殺などを行わない健全な精神の発達を促し、こどもの発達段階に応じた家庭教育の向上を図ります。	社会教育課 小中一貫教育指導課
4	消費者教育	・若者（主に18歳未満）向けのパネル展を実施し、消費者教育の啓発を図ります。	商工観光課

3 未来を切り拓くこども・若者の応援

(1) 若者の職業的自立、勤労等支援

若者が自分に合った職に就けるよう、セミナーや各種情報誌を通じて情報提供の機会を設けています。また、キャリアカウンセラーによる職業相談を実施するとともに、関係機関と連携しながら、就職活動の支援を推進します。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	就業情報の充実	・就業に関するセミナー等の情報提供を行い、若者が能力を発揮できる環境づくりを支援するとともに、広報やしおや市ホームページ等で実際にセミナーに参加した人の声を発信し、参加者の増加を図ります。	商工観光課
2	若年者の就業支援	・学卒無業者やフリーター、こどもを持つ女性の就業に役立つよう、若年者就職支援コーナーでの情報提供や講座等を開催します。また、必要に応じ、先進的な取組について、関係機関と連携しながら紹介します。	商工観光課
3	若年者職業相談の充実	・若年者の就業を支援するため、キャリアカウンセラーによる職業相談を行います。	商工観光課
4	若年者就労支援	・身寄りのない20歳未満の者の身元保証を行います。	商工観光課

(2) 結婚を望む人への支援

結婚の希望が叶えられない大きな理由としては、経済的事情や仕事の問題などのほか「適当な相手にめぐり会わないから」という側面があることから、埼玉県内で結婚を望む男女をマッチングする機会を提供するため、SAITAMA出会いサポートセンターの周知を図ります。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	SAITAMA 出会いサポートセンターの周知	・結婚を希望し、自ら婚活する意思のある独身男女に出会いの機会を提供する埼玉県の公的結婚支援センターを周知します。	子育て支援課

4 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

(1) 分野横断的な支援人材の確保

青少年の育成体制を確立し、様々な分野で次代のリーダーの育成を図ります。

また、女性の指導者の育成も強化し、女性サロンでの交流を通じ、情報共有の場の活用を推進します。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	青少年育成体制づくり事業	・ 青少年育成関係団体や八潮市青少年育成推進員協議会の活動を支援します。 ・ 市民、青少年関係団体の連携によって組織された青少年育成八潮市民会議との協働を推進します。	社会教育課
2	青少年指導者養成事業	・ ジュニアリーダー養成研修会を開催します。 ・ 八潮市子ども会育成者連絡協議会等と連携し、指導者のための研修会やレクリエーション講習会等を行います。	社会教育課
3	指導者のための研修会等の実施	・ 青少年団体等で活動の中心となる指導者を育成するための研修会等を開催します。	社会教育課
4	学習機会等情報提供の実施	・ 「八潮女性サロン」での女性同士の交流の場を提供するとともに、男女共同参画に関する図書の閲覧および講座、研修会等の情報を提供します。	人権・男女共同参画課
5	女性指導者の育成講座の参加促進	・ 女性指導者の育成を進めるため、国や県、市で実施している研修会等の情報提供及び参加を促進します。また、高校生や大学生等の若い世代が行政に関心を持ち、積極的に参加できる取組について研究します。	人権・男女共同参画課
6	里親制度の周知	・ 里親制度の理念や仕組みが理解できるよう、やしお子育て応援ナビや広報やしお、市ホームページなどで広報・啓発に取り組みます。	子ども家庭支援課
7	教職員の育成	・ 所属校での計画的な研修のほか、年次研修や市教育委員会等による訪問指導を充実し、若手職員の資質・能力の向上を図ります。 ・ 生徒指導や教育相談、道徳などに長けた教員を各校に配置し、児童生徒への適切な支援が行える教員の育成を推進します。	学務課 小中一貫教育指導課

5 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

ワークライフバランスと男女の働き方改革の推進については、企業と労働者の意識改革を促進し、家庭生活と職業生活の両立を支援する情報提供や啓発活動を行います。

また、妊娠中やこれから子どもを産みたいと考えている女性労働者に対して、働きやすい職場環境を整えるための就業支援も推進します。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	意識改革及び企業等への啓発	・ 全ての人が多様な働き方を選択できるよう、働き方の見直しを進めるため、企業及び労働者の意識改革を促進します。	人権・男女共同参画課 商工観光課
2	子育てしやすい就業環境づくりの促進	・ 家庭生活と職業生活の両立に向けた情報提供や啓発を行います。	商工観光課
3	妊娠中の女性労働者等への支援	・ 妊娠中やこれから子どもを産みたいと考えている女性労働者にとって、働きやすい職場環境となるよう就業支援についての啓発を行います。	商工観光課

第2章 ライフステージを通した施策

1 こどもの権利擁護・意見の反映

(1) こどもの人権の尊重

こどもの人権を尊重する為には、こどもを単なる保護の対象ではなく、権利の主体として捉えることが重要です。この考えを根底に、大人の理解を深めるための取組や、人権相談の周知を進める環境づくりを行い、こども自身が自分の権利を理解し、尊重される社会を目指します。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	人権相談事業の推進	・子ども人権110番やSOSミニレターなどの媒体を通じて人権擁護委員によるこどもが相談できる場の提供に努めます。	人権・男女共同参画課
2	人権教育の推進	・こどもの保護と基本的人権の尊重を促進するため、家庭、学校、地域の連携により、人権教育の充実を図ります。	社会教育課 小中一貫教育指導課
3	八潮市みんなでいじめをなくすための条例に基づく取組の推進	・毎年9月1日から9月30日までを「いじめゼロ教化月間」とし、市内全小中学校において、いじめゼロに向けた取組を推進します。また、市ホームページや広報やしおなどを活用し、普及・啓発を図ります。	小中一貫教育指導課

(2) こども等が意見を表明する機会の確保

こども大綱は、こども・若者が権利の主体であることを明示し、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことをこども施策の基本的な方針の1つとしています。

こども等の意見を聴くことは、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることから、こども施策を推進するために必要な事項として、こども・若者ととともに社会をつくるという認識の下で、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を推進します。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	こども・若者が意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成	こども施策に関し、こども等が自由に意見を表明しやすい環境整備と社会機運の醸成に取り組みます。	子育て支援課 関係各課

2 居場所づくり、社会的活動の参画支援、貧困及び虐待等配慮を要するこどもへの支援

（1）地域で協働したこどもの社会性の向上と成長

地域と協働し、こどもの社会性の向上と成長を図るため、こどもが他のこどもと比較されることなく、誰とでも友だちになり、信頼関係を築けるよう支援しながら、こども同士が相互に学び合う環境を整え、社会性を身に付ける機会を提供します。

また、児童館、こども食堂や学習支援の場など、地域にある多様な居場所により、社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化します。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	児童館事業の充実	・地域の児童の健全育成を図るため、児童館事業の充実を図ります。	子育て支援課
2	児童センター（児童館）の整備	・児童に健全な遊びの指導を図る機能を有した児童センターの整備について調査・検討していきます。	子育て支援課
3	放課後子ども教室の実施（子ども週末活動等の支援）	・全てのこどもを対象として、小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得てこどもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。 ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を計画的に進めて行きます。	教育総務課 社会教育課
4	教育相談の充実	・総合的な自立支援における学校訪問や、不登校特別対策協議会の実施により、長期欠席や不登校の児童生徒への支援の充実を図ります。 ・学校に通うことができない児童生徒に対して、多様な学びの場の充実を図ります。	小中一貫教育指導課
5	自立支援教室「すてっぷ教室」の充実	・施設等に入所していた児童生徒が学校復帰をする際に、臨床心理士や教育相談員が児童生徒への支援を行います。	小中一貫教育指導課

(2) こどもの貧困対策

貧困の状況にあるこどもを支援する「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を踏まえて、様々な「こどもの貧困対策」について、関係各課と連携し貧困対策を推進していきます。

貧困の状況下で育ったこどもが大人になっても貧困の状況から抜け出せず、更にその次の世代にも引き継がれてしまうという、いわゆる貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることが無いように、居場所づくりや就学支援等、適切な支援策を講じていきます。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	こどもの貧困の実態調査の実施	・市内のこどもの貧困の状況を把握するため、こどもの貧困の実態調査の実施について調査・検討します。	子育て支援課
2	こどもの居場所づくりの支援	・NPO法人やボランティア団体等によるこども食堂やフードパントリー、学習支援教室等、こどもの居場所づくりに取り組みたい方々への情報提供、こどもの居場所の実施における周知などの支援を行います。	子育て支援課
3	学習の支援	・こどもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、こどもと保護者の双方に必要な支援を行っていきます。	社会福祉課
4	就学援助の実施	・経済的理由により就学困難な小・中学生を支援するため、就学援助事業を行います。	学務課
5	相談支援	・就学援助や生活保護、児童扶養手当等の各種支援制度について、こどもや保護者の相談支援に係る周知及び他機関との連携を充実していきます。	社会福祉課 子育て支援課 学務課

(3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満のこどもをいいます。

令和3年に実施した「八潮市子どもの生活に関する調査」において、小中学生に「ヤングケアラー」に関する具体的内容の自由記述を求めたところ、「洗い物」や「片付け」等、いわゆる「お手伝い」に相当する記述が多く見られました。

今後、機会を捉えてこどもをはじめ、こどもに関係する全ての人にヤングケアラーの定義を周知し、理解を深める取組や支援を進めていきます。

〈実施事業〉

	事業名	事業内容	担当課
1	ヤングケアラーへの理解及び支援	・こどもをはじめ、こどもに関係する全ての人にヤングケアラーの理解を深めてもらうための取組を進めます。 ・関係機関や学校、庁内関係各課と連携し、ヤングケアラーについての実態の把握に努めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。	子ども家庭支援課 関係各課

（４）障がいなどのあるこどもと若者への支援

障がい者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加を推進するとともに、難病などを抱えるこども・若者への対応も含め、社会的障壁を解消するための取組の推進を図ります。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	障がい者雇用の促進	・関係機関等と連携のうえ、障がい者就労の理解を促進し、身近な地域での就労支援を行います。	障がい福祉課 商工観光課
2	社会的障壁を解消する取組の推進	・福祉に関する啓発活動を充実させるほか、社会的支援、福祉問題の課題に対する理解を深めるための教育を推進します。また、地域住民やボランティア団体、行政が互いに連携し、社会的障壁の解消に努めるとともにダイバーシティの考え方を積極的に取入れながら、こころのバリアフリーを推進します。	人権・男女共同参画課 障がい福祉課 社会教育課 小中一貫教育指導課
3	障がいのあるこどもへの支援の推進	・それぞれのこどもが持つ特性に応じた支援体制の整備、関係機関との連携体制の強化を図ります。	障がい福祉課

(5) 児童虐待防止対策

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合があります。こうした家庭に適切な支援が差しのべられず、痛ましい児童虐待に至ってしまうことのないよう、相談しやすい体制の整備を行うとともに、関係機関との連携強化、普及啓発に取り組めます。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	児童相談業務体制の充実	・保健・医療・福祉・学校等関係機関との連携を図り、虐待に関する相談体制を充実します。	子ども家庭支援課
2	要保護児童対策地域協議会の充実	・要保護児童の早期発見や適切な保護並びに要保護児童及びその家庭への適切な支援を図るため、関係機関との連携強化や主催研修を通じて関係機関のスキルアップを行い、八潮市要保護児童対策地域協議会の更なる充実を図ります。	子ども家庭支援課
3	養育支援訪問事業	・家庭で適切な養育が実施できるよう、保健師、助産師、保育士等が居宅を訪問し養育に関する指導・助言等を行います。	子ども家庭支援課
4	子育て世帯訪問支援事業	・子育て経験者・ヘルパー等が居宅を訪問し、家事、育児・養育支援、相談・助言、子育て支援策等の情報提供を行います。	子ども家庭支援課
5	児童虐待防止のための広報・啓発	・全てのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があることから、児童虐待問題に対する理解を市民一人ひとりが深め、主体的な関わりを持てるよう、広報・啓発に取り組めます。	子ども家庭支援課

（６）外国人家庭等への支援

外国人家庭等には、言葉、文化等の違いから子育てに不安やとまどいを感じる人もいます。市内で生活する外国人等は増加傾向にあることから、外国人家庭等への支援を充実し、子育てへの不安等の解消を図ります。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	多言語における子育て情報の提供	・外国人家庭等における子育て支援制度への理解を深めるため、多言語における子育て情報の提供について、調査・検討します。	子育て支援課
2	保育所等における入所時等の外国人等家庭への配慮	・外国人等のこどもが保育所等に入所時の面接及び保育所等での保育などの際に、言葉、文化等の違いに配慮した対応を行います。	保育・幼稚園課
3	就学の支援	・外国人等のこどもが小・中学校に円滑に就学できるよう相談・助言などの支援を行います。	学務課
4	学習の支援	・外国人等のこどもが小・中学校に入学・転入・編入したときの言葉の違いや学習への戸惑い等に配慮するために、日本語指導や学習の支援を行います。	小中一貫教育指導課

（７）一人ひとりの状況に応じた支援

様々な事情を持った、人それぞれの相談に対応すべく、ワンストップ型の相談窓口シートを活用し、関係機関との連携体制を構築します。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	相談窓口シート作成・活用	・相談者の様々な悩みに対し、他分野の関係機関が連携できるよう相談窓口の一覧（相談窓口シート）を作成し、庁内窓口において活用します。	健康増進課 関係各課

3 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(1) こども・若者の自殺対策

誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策に関係した事業を推進します。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	教育相談の充実	・いじめや不登校など、様々な悩みを抱える児童生徒・保護者に対する相談体制を整備します。 ・各学校に対して、自殺対策等に関する情報提供を行うなど、各学校における対応の充実に図ります。	小中一貫教育指導課
2	若者就労支援	・働くことに悩みを抱えている15～39歳の若者に対し、就労支援を行う「地域若者サポートステーション」を周知します。	商工観光課
3	【再掲】 相談窓口シートの作成・活用	・相談者の様々な悩みに対し、他分野の関係機関が連携できるよう相談窓口の一覧（相談窓口シート）を作成し、庁内窓口において活用します。	健康増進課 関係各課

(2) 犯罪被害、事故及び災害から子どもを守る環境整備

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識のもと、防犯・交通安全対策、防災対策等を推進します。

また、こども・若者が、非行などにより加害者側にならないよう、薬物乱用防止の講演会や、性に関する指導・いのちの授業を実施していきます。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	民生委員・児童委員に対する研修及び意識啓発	・委員個々の資質の向上を図るための研修会実施や、定例会において新たな制度等の情報提供を行います。	社会福祉課
2	防犯教室等の開催	・安全で安心して住める地域社会の実現のため、埼玉県や警察署等と連携し、各種団体に防犯について講話を行います。	交通防犯課
3	犯罪発生状況等の情報提供の充実	・市ホームページに犯罪発生件数・状況、予防策等が掲載されている「地域安全ニュース」を掲載し情報を提供します。また、防災行政無線や「840メール」で情報を提供します。	交通防犯課
4	防犯施設整備事業	・町会、自治会と連携して防犯灯の整備を促進します。	交通防犯課
5	防災・減災推進事業	・災害の発生における被害を最小限に抑えるため、「八潮市地域防災計画」に基づき、応急対策、復旧・復興活動等の体制を整備します。	危機管理防災課
6	防災訓練運営事業	・防災への意識向上を図るため、防災訓練等を通じて市民への周知啓発を推進します。	危機管理防災課
7	避難行動要支援者対策推進事業	・避難行動要支援者を安全かつ迅速に避難させるため、支援者（町会・自治会、民生委員・児童委員等）との調整、個人情報の管理・運用、消防・警察等との連携等を通じて避難行動要支援者一人ひとりに合った個別計画の作成を支援します。	社会福祉課
8	交通安全運動推進事業	・交通安全意識の高揚を図るため、街頭指導やイベント開催に併せた普及啓発活動を行います。	交通防犯課

事業名		事業内容	担当課
9	交通安全指導・教育事業	・ 交通ルールの徹底を図るため、学校や高齢者施設等様々な場面で交通安全教室を実施するとともに、通学路における見守り活動を行います。	交通防犯課
10	非行防止教室等の実施	・ 薬物乱用防止など、児童生徒の非行防止に係る講演会などを行います。	小中一貫教育指導課
11	性教育の推進【再掲】	・ 保健学習（性に関する指導）の充実に努め、男女が互いに認め合い、自他への思いやりの心を育む学習を推進します。 ・ 「いのちの授業（誕生学）」の充実に努め、成長期のこどもたちの自尊感情を育み、いじめ、自殺などを行わない健全な精神の発達を促し、こどもの発達段階に応じた家庭教育の向上を図ります。	社会教育課 小中一貫教育指導課

（3）非行防止と立ち直り支援

非行に及んだこども・若者の立ち直り支援を強化し、相談・自立支援を推進するとともに、関係機関・団体の連携を図り、社会復帰に資する就労支援の充実に支援します。

また、保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実に図り、社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会機運の向上を図ります。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	更生保護団体等の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	・ 保護司相互の連携、保護観察活動の徹底、更生保護事業の進展のため、草加（八潮）地区保護司会の活動を支援します。	社会福祉課
2	就労・住居の確保のための取組	・ 雇用による就業が困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上に実用な訓練を行うなどのサポートを行います。また、住居を失う恐れのある方に住居確保給付金を支給します。	社会福祉課 商工観光課
3	学校警察連絡協議会の開催	・ 学校・警察の連携を図るため、学校警察連絡協議会を開催します。	小中一貫教育指導課
4	非行防止教室等の実施	・ 薬物乱用防止など、児童生徒の非行防止に係る講演会などを行います。	小中一貫教育指導課

4 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

(1) こどもまんなか社会の機運醸成

「こどもまんなか社会」とは、「こども大綱」によると、“全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。”とされています。

「こども施策における」6つの基本方針を踏まえ、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもや若者の良好な生活環境の確保を推進します。

「こども施策における」6つの基本方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③こどもや若者、こどもや若者、子育て当事者子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④良好な成育環境を確保し、貧困良好な成育環境を確保し、貧困と格差と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。

〈実施事業〉

事業名	事業内容	担当課
1 「こどもまんなかアクション」の推進	・こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか」なアクションに取り組みます。 ・「こどもまんなか」なアクションを市ホームページやSNSなどで発信する等、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運を醸成します。	子育て支援課 関係各課

(2) こども施策DXの推進

こども・若者や子育て当事者向けの、行政手続きが簡便になるよう、オンライン手続きの拡充を図ります。

〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	行政手続きのオンライン化の推進	・オンラインでの手続きが可能な業務について、対象業務の拡大や利用件数の向上を図ります。	情報政策課 関係各課

(3) 子育てしやすい住環境の整備

1) 保育所、学童保育所及び地域子育て支援拠点の充実

保育所、学童保育所及び地域子育て支援拠点の充実を図りながら、市民が安心してこどもを産み育てることができる環境の整備に取り組めます。

また、安全な公園施設の整備等を進めます。

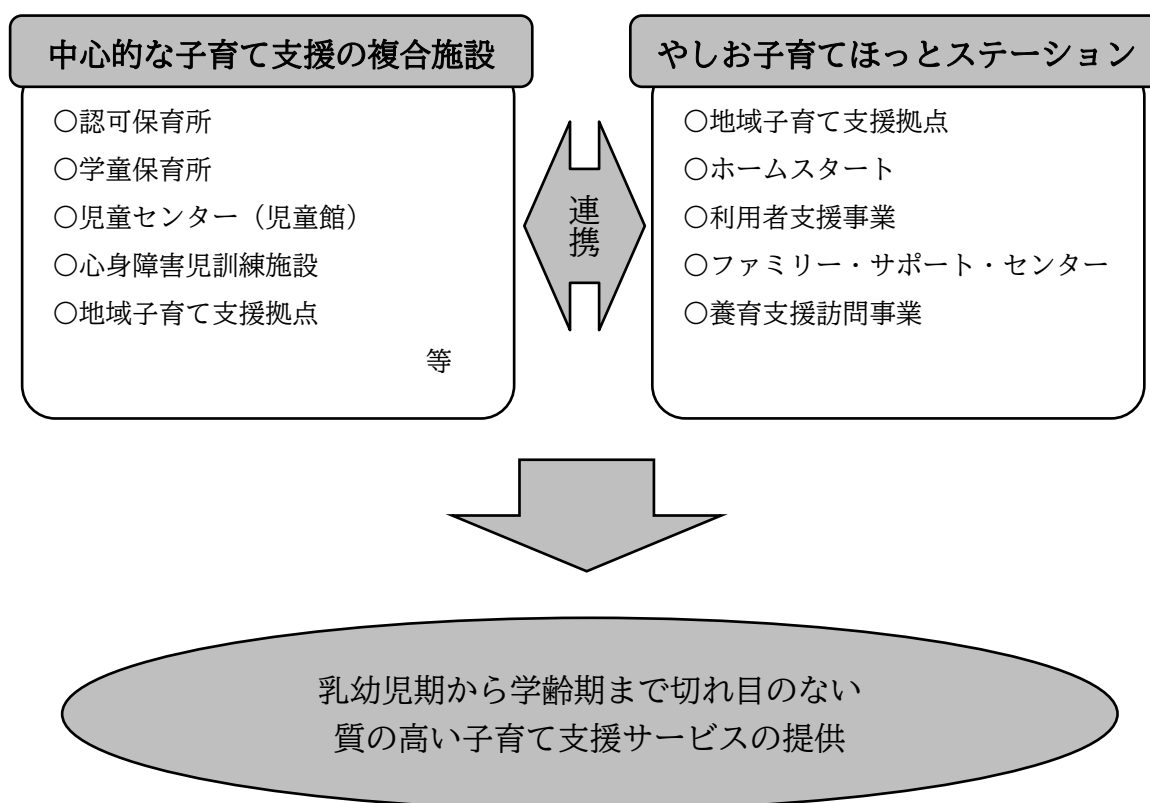
〈実施事業〉

事業名		事業内容	担当課
1	子育て世帯にやさしい住環境の推進	・市民が安心してこどもを産み育てることができる環境整備を目指すため、保育所等や学童保育所を整備するとともに、地域子育て支援拠点である子育てひろばの充実、保育施設の計画的な改修等、子育て拠点の整備を推進します。	子育て支援課 保育・幼稚園課 教育総務課
2	公園の整備・改修	・市民に親しまれ、愛される公園を目指し、地域住民の意見等を反映した公園の整備を推進します。また、公園利用者が安全に安心して利用できるように公園施設の計画的・効率的な整備や改修を進めます。	公園みどり課

2) 子育て支援サービスを集約した複合施設の整備

近年、八潮駅周辺におけるこどもの人口増加に伴い、保育需要や児童虐待相談件数が増加傾向にある一方で、公立保育所などの子育て支援施設の経年劣化が進み、代替施設の整備や更なる子育て支援サービスの充実が求められています。

こうしたことから、経年劣化している保育所や学童保育所、児童館などの代替施設や心身障害児訓練施設、地域子育て支援拠点などの子育て支援サービスを集約し、「やしお子育てほっとステーション」と連携しながら、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない質の高い子育て支援サービスを提供できる、市の中心的な子育て支援の複合施設の整備について検討していきます。



第3章 子ども・子育て支援事業計画

1 制度の事業体系

子ども・子育て支援法は、国内の急速な少子化の進行及び家庭・地域を取り巻く環境の変化を鑑みて、「子ども・子育て支援給付その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援」を行い、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現を目指すことを目的としています。

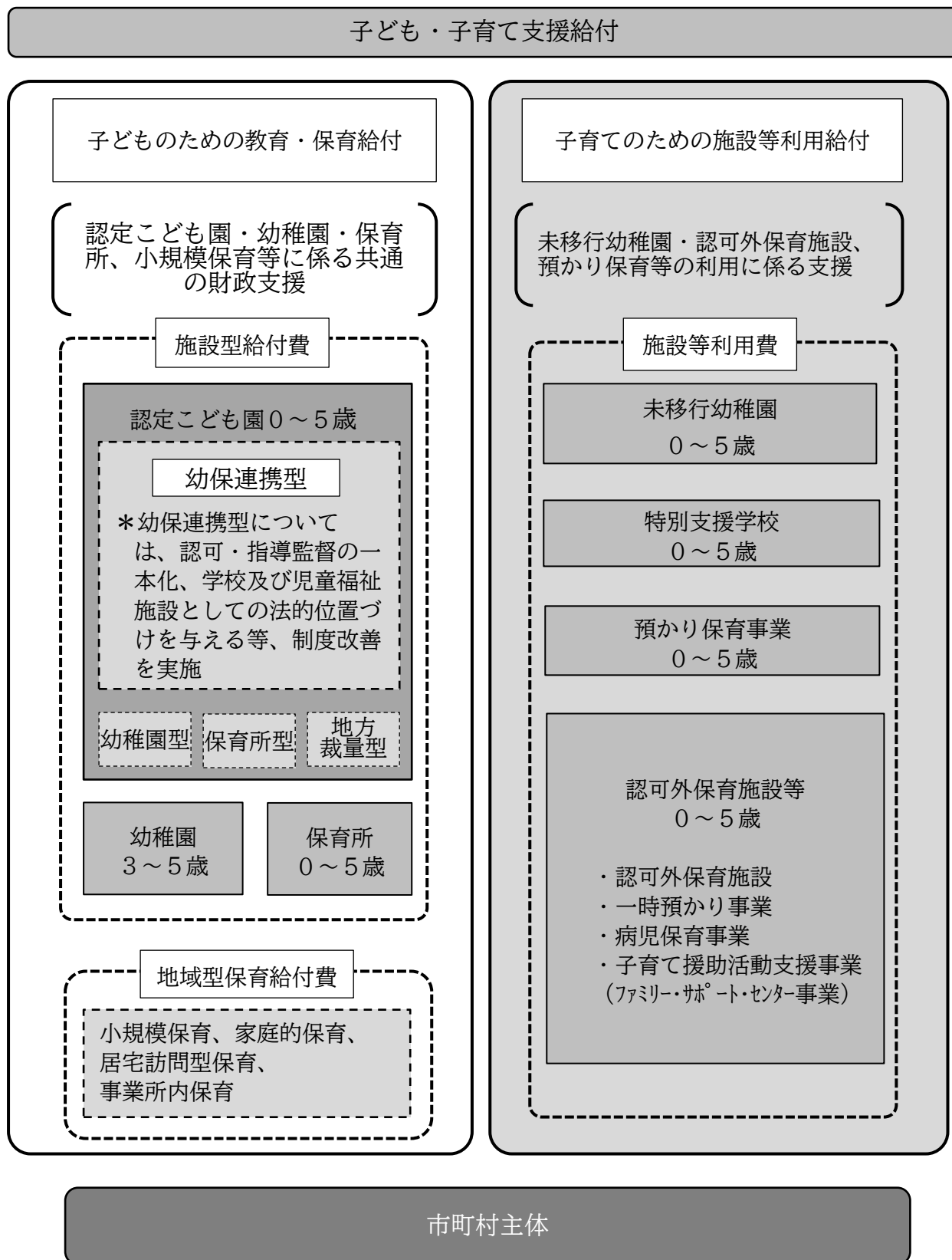
そのため、市町村は、こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるように、こどもと保護者に必要な「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」を実施することとされています。

なお、令和元年10月1日から、「子ども・子育て支援給付」の一部である、保育所等を利用した場合に利用料の一部を給付する「こどものための教育・保育給付」において、3歳以上のこどもの利用料について、無償化されました。

また、これまでは制度の対象外だった未移行幼稚園（令和元年9月まで就園奨励費の対象だった幼稚園）、認可外保育施設等についても、「子ども・子育て支援給付」の一部として、「子育てのための施設等利用給付」が新たに創設され、支給要件を満たすことで一定の額まで無償化されました。

「地域子ども・子育て支援事業」については、地域の実情に応じて実施することとされています。

(1) こどものための教育・保育給付



その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援

地域子ども子育て支援事業

- (1)利用者支援事業
- (2)地域子育て支援拠点事業
- (3)妊婦健康診査事業
- (4)乳児家庭全戸訪問事業
- (5)養育支援訪問事業等
- (6)子育て短期支援事業
- (7)子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- (8)一時預かり事業
- (9)延長保育事業
- (10)病児・病後児保育事業
- (11)放課後児童健全育成事業
- (12)実費徴収に係る補足給付
を行う事業
- (13)多様な事業者の参入促
進・能力活用事業
- (14)子育て世帯訪問支援事業
- (15)児童育成支援拠点事業
- (16)親子関係形成支援事業
- (17)妊婦等包括相談支援事業
- (18)乳児等通園支援事業
- (19)産後ケア事業

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
事業所内保育事業を主軸と
した企業主導型の多様な就
労形態に対応した保育サー
ビスの拡大を支援
(国：整備費、運営費の助成)
- ・企業主導型ベビーシッター利
用者支援事業
繁忙期の残業や夜勤等の多
様な働き方をしている労働
者が、低廉な価格でベビー
シッター派遣サービスを利用
できるよう支援

市町村 主体

国 主体

(2) 幼児教育・保育の無償化

市から「保育の必要性の認定」を受け、保育の必要性の認定事由により無償化の対象が異なります。主な施設例は以下のとおりです。

①施設の例（1／2）

区分		(1) 認可保育施設など	(2) 新制度の私立幼稚園	
対象施設等		・ 保育所(園) ・ 認定こども園 ・ 新制度に移行した幼稚園 ・ 小規模保育施設 ・ 企業主導型保育事業（標準的な利用料）	〈入園している場合〉	〈預かり保育を利用している場合〉
0 ～ 2 歳 児	対象	住民税非課税世帯のこども		
	利用料	無償		
3 ～ 5 歳 児	対象	該当するすべてのこども	入園時期に合わせて満3歳から	市から「保育の必要性の認定」を受けたこども
	利用料	無償	無償	左記の金額に加え、預かり保育分として利用日数と利用実態に応じて 月額上限11,300円 まで無償。 ※ただし、月額上限額と実負担額（ 1日あたり450円 まで）を比べて低い額が給付対象となります。
認定の手続き		不要	「子どものための教育・保育給付認定」の手続きが必要	左記の手続きに加え、「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要。

※「(1) 認可保育施設など」に入所している方は、(1)と「(4) 認可外保育施設など」を併用した際の利用料は補助対象となりません。

②施設の例（2／2）

区分		(3) 従来型の私立幼稚園		(4) 認可外保育施設など	(5) 障がい児通所施設
対象施設等		〈入園している場合〉	〈預かり保育を利用している場合〉	・認可外保育施設 ・一時預かり ・病児保育 ・ファミリー・サポート・センター（送迎のみの利用を除く）	・児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援など
0 ～ 2 歳 児	対象			市から「保育の必要性の認定」を受けた住民税非課税世帯の子ども	住民税非課税世帯の子ども
	利用料			月額上限42,000円まで無償	自己負担分が無償
3 ～ 5 歳 児	対象	入園時期に合わせて満3歳から	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	市から「保育の必要性の認定」を受けた子ども	該当するすべての子ども
	利用料	通常の教育時間分を月額上限25,700円まで無償	左記の金額に加え、預かり保育分として利用日数と利用実態に応じて月額上限11,300円まで無償 ※ただし、月額上限額と実負担額（1日あたり450円まで）を比べて低い額が給付対象となります。	月額上限37,000円まで無償※ただし、(2)の施設を利用している場合は11,300円から預かり保育分として無償化される額を差し引いた額を上限額となります。	自己負担分が無償
認定の手続き		「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要		「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要	不要

※「(1) 認可保育施設など」に入所している方は、(1)と「(4) 認可外保育施設など」を併用した際の利用料は補助対象となりません。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法により実施事業が定められています。

各事業内容は、p.84 「9 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制」に記載しています。

(4) 保育の必要性の認定について

令和元年10月1日から3歳児から5歳児までの幼稚園や保育所、認定こども園などを利用するこどもの利用料が無償化されました。また、0歳児から2歳児までのこどもについても、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されました。

無償化の実施に伴い、保育所や幼稚園、認可外保育施設等が無償化の対象として利用するためには、市の認定申請が必要です。

①認定区分

従来の1号認定・2号認定・3号認定に加え、「新1号認定」「新2号認定」「新3号認定」があります。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で2号認定以外のこども。保育の必要性なし。 (教育標準時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前こども。保育の必要性あり。 (保育標準時間・保育短時間)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前こども。保育の必要性あり。 (保育標準時間・保育短時間)	保育所 認定こども園 小規模保育施設
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前こどもであって、新2号認定こども・新3号認定こども以外のもの。 (保育必要量の認定不要)	幼稚園 特別支援学校
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前こどもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。 (保育必要量の認定不要)	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前こどもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの。 (保育必要量の認定不要)	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

無償化制度を利用できる認定区分ごとの施設一覧

認定区分	満3歳～ 小学校就学前	1号認定	新1号認定	2号認定	新2号認定※
	満3歳未満			3号認定	新3号認定※
教育保育区分		教育		保育	
利用できる施設		幼稚園 認定こども園	未移行幼稚園 特別支援学校	保育所 認定こども園 小規模保育施設	認定こども園 未移行幼稚園 特別支援学校 認可外保育施設 預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポ ート・センター事 業

※ 新2号認定は、満3歳になって最初の3月31日を過ぎてから、
新3号認定は、満3歳になって最初の3月31日までの間です。

②認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受けるこども）に当たっては以下の3点の基準があります。

	基 準
事 由	①就労 フルタイム※ ² のほか、パートタイム※ ³ 、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等
区分※ ¹	①保育標準時間 主にフルタイム※ ² の就労を想定した長時間利用 (11時間の利用) ②保育短時間 主にパートタイム※ ³ の就労を想定した短時間利用 (8時間の利用) (八潮市では、パートタイム※ ³ 等の下限時間を64時間以上と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースのこども等

※1 区分は、月単位の保育の必要量に関する区分

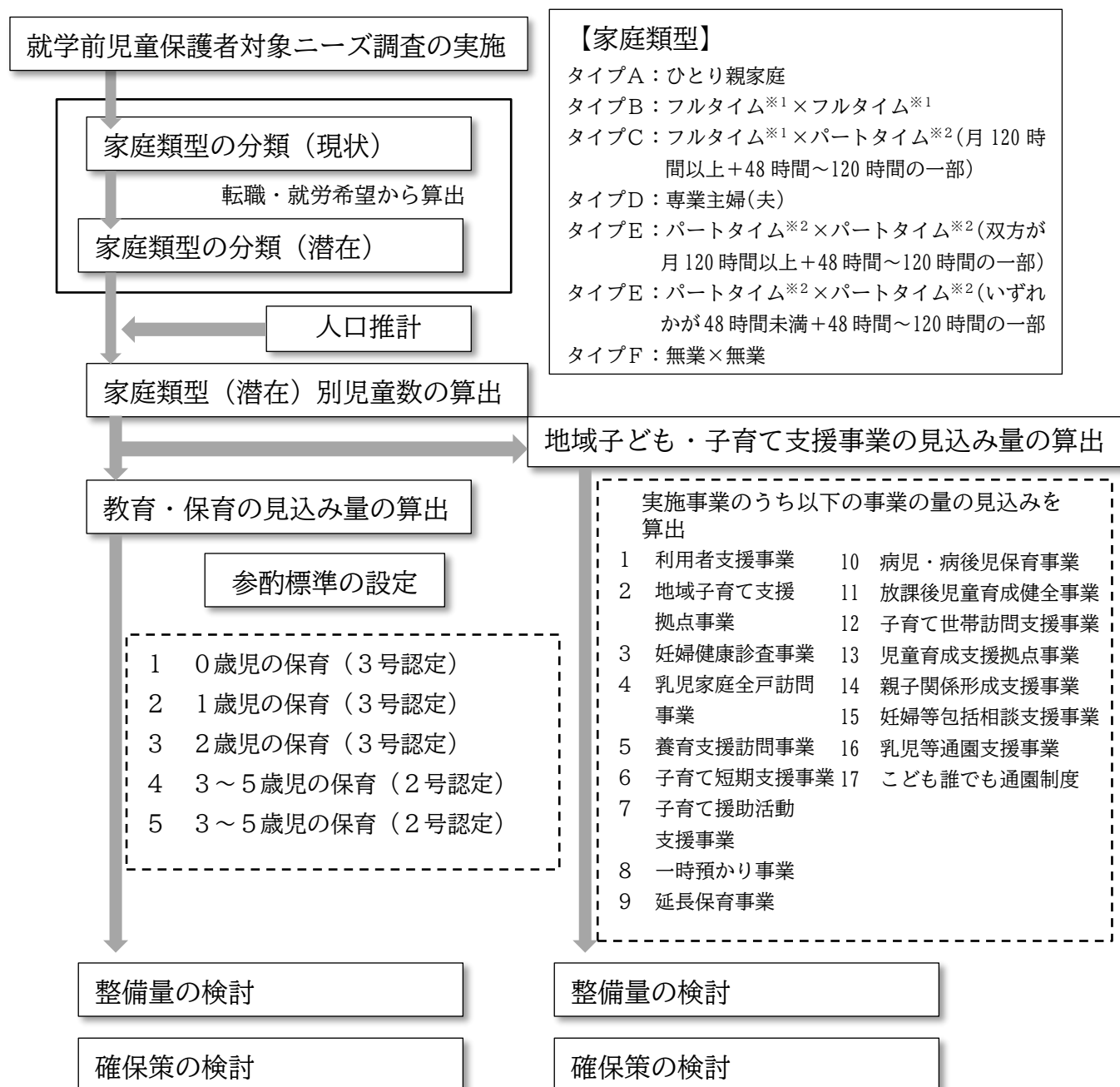
※2 フルタイムとは、1週5日程度、1日8時間程度の就労を想定

※3 パートタイムとは、フルタイムより少ない就労を想定

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に八潮市の実情等を加味しながら、推計を行いました。

教育・保育・地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計フロー



※1 フルタイムとは、1週5日程度、1日8時間程度の就労を想定

※2 パートタイムとは、フルタイムより少ない就労を想定

3 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保方策を記載することが求められています。

教育・保育提供区域とは、市町村が教育・保育を提供するための施設の整備状況等を地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件などを総合的に勘案して定める区域を指します。

本市では、居住区域に寄らず、通勤に便利な駅周辺の保育施設を希望するなど、保育園や認定こども園が広域的に利用されている状況であります。

このことから、利用者の選択肢を居住区域の周辺に限らず、広域的な区域に設定することが教育・保育事業の向上につながると考え、市内全域を1区域として設定します。

4 計画期間における児童人口推計

(1) コーホート要因法による推計

コーホート要因法とは、特定のコーホート（同時出生集団）に対して、出生、死亡、移動などの要因を考慮し、各要因が将来の人口に与える影響を分析する方法です。この方法により、過去のデータを基に各要因の影響を推計し、将来の人口動態を予測しました。

(人)

	実績値	推計値				
年齢	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	691	755	759	768	776	787
1歳	690	679	756	761	769	777
2歳	717	662	660	734	738	747
3歳	745	727	658	653	726	730
4歳	684	672	718	650	646	717
5歳	792	725	670	716	649	645
0～5歳	4,319	4,220	4,221	4,282	4,304	4,403
6歳	730	754	721	666	712	645
7歳	723	736	746	714	660	705
8歳	765	714	734	745	713	660
9歳	696	753	717	737	748	716
10歳	700	721	755	719	739	749
11歳	757	698	727	760	724	744
6～11歳	4,371	4,376	4,400	4,341	4,296	4,219
12歳	744	758	698	727	760	725
13歳	743	717	753	695	723	756
14歳	751	771	719	756	697	725
15歳	834	738	781	728	765	706
16歳	729	843	746	789	736	773
17歳	762	758	848	753	795	742
12～17歳	4,563	4,585	4,545	4,448	4,476	4,427
合計	13,253	13,181	13,166	13,071	13,076	13,049

資料：埼玉県公表の市町村別町（丁）別・各歳別・男女別よりコーホート要因法で算出

(2) 国立社会保障・人口問題研究所による推計（参考）

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、令和2年の国勢調査を基に、令和7年から令和32（2045）年の5年ごと、5歳ごと将来人口を推計しています。

下記に参考として0歳～19歳までの人口推計結果を示します。

（人）

	実績値	推計値					
年齢	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
0-4歳	3,917	3,455	3,628	3,782	3,784	3,629	3,487
5-9歳	3,611	3,764	3,442	3,600	3,745	3,737	3,587
10-14歳	3,808	3,571	3,777	3,454	3,606	3,748	3,736
15-19歳	3,831	3,636	3,619	3,795	3,470	3,613	3,749

5 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「確認を受けた幼稚園」、「認可保育所」等の特定教育・保育施設です。市町村がその施設に対して施設型給付費を支給します。

①認定こども園

内容	担当課
・教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の機能を併せ持っている施設です。また、地域における子育て支援を行う機能も備えています。	保育・幼稚園課 子育て支援課

②幼稚園

内容	担当課
・学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年(満3歳児)の受入れや預かり保育を行っている園もあります。	保育・幼稚園課

③保育所（地域型保育含む）

内容	担当課
・保護者の就労や病気などで、家庭でこどもを見ることができない場合に、保護者の代わりに保育します。	保育・幼稚園課 子育て支援課

6 地域型保育給付

地域型保育給付は、子ども・子育て支援新制度の一環として提供される財政支援です。この給付は、市町村の認可を受けた小規模な保育施設や事業に対して支給されます。具体的には以下のような施設や事業が対象となります。

(1) 小規模保育事業

内容	担当課
・市町村が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人の施設です。	保育・幼稚園課 子育て支援課

(2) 家庭的保育事業

内容	担当課
・産休明けから3歳未満の低年齢のこどもを対象として、保育者の家庭などでこどもを預かるサービスです。	保育・幼稚園課 子育て支援課

(3) 事業所内保育事業

内容	担当課
・事業所内保育事業は、事業所の従業員のこどもに加えて、地域の保育を必要とするこどもに保育を提供する地域型保育事業の一つです。設備及び運営について八潮市が定める認可基準を満たす必要があります。利用の対象となる児童は0～2歳児です。	保育・幼稚園課 子育て支援課

(4) 居宅訪問型保育事業

内容	担当課
・居宅訪問型保育事業は、利用者の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、原則として1対1の保育を提供する事業です。保育内容は、他の認可保育施設と同等の基準で確認を行っており、認可保育施設と同等のサービス提供となります。	保育・幼稚園課 子育て支援課

7 子育てのための施設等利用給付

内容		担当課
・令和元年10月1日から改正された子ども・子育て支援法に基づき、支給要件を満たしたこどもが未移行幼稚園（令和元年9月まで就園奨励費の対象だった幼稚園）、認可外保育施設等の対象施設等を利用した際に要する費用を支給します。		保育・幼稚園課 子育て支援課
支給要件	次のいずれかに該当し、八潮市の認定を受けたこどもが対象です。 ・3歳から5歳まで（小学校就学前まで）のこども ・0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯のこども	
対象施設	次のいずれかに該当し、八潮市の確認を受けた施設等が対象です。 ・未移行幼稚園（令和元年9月まで就園奨励費の対象だった幼稚園） ・特別支援学校 ・預かり保育事業 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	

8 教育・保育の量の見込み及び提供体制

(1) 0歳児の保育（3号認定）

3号認定のうち、0歳児の保育については、認定こども園や保育所の整備及び地域型保育事業を推進し、保育の量的、質的拡充を図り確保方策とします。

■過去5年間の実績値

(人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所	101	100	107	93	90
認定こども園	3	5	8	8	3
地域型保育事業	41	39	33	36	38
合計	145	144	148	137	131

■量の見込み及び確保方策

(人)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		193	193	193	193	193
②確保 方策	保育所	112	121	121	121	121
	認定こども園	12	12	6	6	6
	地域型保育事業	66	66	66	66	66
	合計	190	199	193	193	193
②－①差異		-3	6	0	0	0

第2部・各論—第3章 子ども・子育て支援事業計画

(2) 1歳児の保育（3号認定）

3号認定のうち、1歳児の保育については、認定こども園や保育所の整備及び地域型保育事業を推進し、保育の量的、質的拡充を図り確保方策とします。

■過去5年間の実績値

(人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所	210	206	204	185	195
認定こども園	12	16	15	16	16
地域型保育事業	59	66	77	74	105
合計	281	288	296	275	316

■量の見込み及び確保方策

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	338	342	342	342	342
②確保 方策	保育所	188	210	210	210
	認定こども園	28	28	32	32
	地域型保育事業	100	100	100	100
	合計	316	338	342	342
②－①差異	-22	-4	0	0	0

(3) 2歳児の保育（3号認定）

3号認定のうち、2歳児の保育については、認定こども園や保育所の整備及び地域型保育事業を推進し、保育の量的、質的拡充を図り確保方策とします。

■過去5年間の実績値

(人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所	243	239	244	219	217
認定こども園	12	18	18	18	18
地域型保育事業	62	68	78	94	101
合計	317	325	340	331	336

■量の見込み及び確保方策

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	372	377	377	377	377
②確保 方策	保育所	213	235	235	235
	認定こども園	30	30	35	35
	地域型保育事業	107	107	107	107
	合計	350	372	377	377
②－①差異	-22	-5	0	0	0

(4) 3～5歳児の保育（2号認定）

2号認定については、認定こども園や保育所の整備を推進し、保育の量的、質的拡充を図り確保方策とします。

■過去5年間の実績値

(人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所	685	788	818	774	787
認定こども園	43	60	65	69	72
合計	728	848	883	843	859

■量の見込み及び確保方策

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	933	1,049	1,049	1,049	1,049
②確保 方策	保育所	874	996	996	996
	認定こども園	138	138	150	150
	合計	1,012	1,134	1,146	1,146
②－①差異	79	85	97	97	97

(5) 3～5歳児の保育（1号認定）

1号認定については、認定こども園や幼稚園による、保育の量的、質的拡充を図り確保方策とします。

■過去5年間の実績値

(人)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
認定こども園	135	102	82	64	69
幼稚園	1,209	1,224	1,195	1,124	1,076
合計	1,344	1,326	1,277	1,188	1,145

■量の見込み及び確保方策

(人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,024	851	851	851	851
②確保 方策	認定こども園	135	135	135	135
	幼稚園	1,320	1,320	1,320	1,320
	合計	1,455	1,455	1,455	1,455
②－①差異	431	604	604	604	604

9 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、高齢者、障がい者、子育て中の家庭など、様々なニーズを持つ方々に対して、日常生活のサポートや社会参加の促進を目的としたサービスを提供する事業です。

① 基本型

内容	担当課
・こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	子育て支援課 こども家庭支援課

【基本型】

■過去5年間の実績値

(相談件数：人回)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談件数	394	292	369	295	403
実施か所数	1	1	1	1	2

■量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	相談件数	422	422	428	430	439
	実施か所数	2	2	2	2	2
②確保方策	相談件数	422	422	428	430	439
	実施か所数	2	2	2	2	2
②－①差異	相談件数	0	0	0	0	0
	実施か所数	0	0	0	0	0

地域子育て相談機関	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	8	9	9	9	9
確保方策	8	9	9	9	9

※地域子育て相談機関…利用者支援事業と地域子ども子育て支援拠点の実施か所数の計

・現状と今後の取組

子育て環境の変化などから特定教育・保育や子ども・子育て支援事業のニーズが増加しており、相談件数は増加傾向にあります。令和5年度から子育て支援課の窓口子育てコーディネーターを配置しており、今後は、より多くの方に利用していただくため、事業の周知に努めていきます。

② こども家庭センター型

内容	担当課
- 令和6年4月より子ども家庭支援課内にこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し母子保健・児童福祉の両機能が一体となって相談支援を行っています。 - 妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。	子ども家庭支援課

【こども家庭センター型】

■過去5年間の実績値

(相談件数：人回)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談件数（母子保健型）	1,945	2,001	2,012	2,098	2,282
実施か所数	1	1	1	1	1

■量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	相談件数 （母子保健）	2,196	2,196	2,227	2,238	2,310
	相談件数 （児童福祉）	276	276	274	274	273
	実施か所数	1	1	1	1	1
②確保方策	相談件数 （母子保健）	2,196	2,196	2,227	2,238	2,310
	相談件数 （児童福祉）	276	276	274	274	273
	実施か所数	1	1	1	1	1
②－①差異	相談件数 （母子保健）	0	0	0	0	0
	相談件数 （児童福祉）	0	0	0	0	0
	実施か所数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

平成30年度に開設した利用者支援事業母子保健型を実施する「にじいろ子育て相談室」は、令和6年度から「こども家庭センター」として児童福祉の機能と一体となり相談支援を行っています。

今後は「こども家庭センター」の機能を充実させ、妊婦からこどものいる全ての家庭に対し切れ目のない支援に努めるとともに、支援の必要な家庭については支援方針やサポートプランを作成し、継続的に支援を行っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

内容	担当課
・地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	子育て支援課

【地域子育て支援拠点事業】

■過去5年間の実績値

(利用者数：人回)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	52,634	20,248	29,024	33,075	42,508
実施か所数	7	7	7	6	6

■量の見込み及び確保方策

(利用者数：人回)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	利用者数	40,511	40,520	41,105	41,316	42,266
	実施か所数	6	7	7	7	7
②確保方策	利用者数	40,511	40,520	41,105	41,316	42,266
	実施か所数	6	7	7	7	7
②－①差異	利用者数	0	0	0	0	0
	実施か所数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

子育て環境の変化による親の子育てへの負担感が増えています。こどもを遊ばせながら気軽に相談できる場所、必要な情報を得ることのできる場所、子育て中の親子や地域で活動する子育て支援者とつながることのできる場所の必要性が高まっています。

今後は、多様化する利用者の悩みや不安を和らげることができるよう、時勢に即した情報の収集・提供に努め、利用者から信頼され、安心できる環境を整えていきます。

(3) 妊婦健康診査事業

内容	担当課
・妊婦及び胎児の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査を行います。	子ども家庭支援課

【妊婦健康診査事業】

■過去5年間の実績値

(実人数)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
受診者数	876	790	782	749	711

■量の見込み及び確保方策

(実人数)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	受診者数	883	887	898	918	931
②確保方策	受診者数	883	887	898	918	931
②－①差異	受診者数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

妊婦健康診査は、母子健康手帳交付時に1人当たり14回分の一般健康診査とその他検査等の助成券を交付しており、受診の際に委託医療機関に助成券を提出することにより助成を行っているほか、委託医療機関以外で受診した場合には償還払いで対応し、健診費用の一部を助成しています。

また、健康診査の結果において保健指導が必要な妊婦については、電話等により健康相談を行っています。

今後も妊婦健康診査の必要性の周知を図り、全ての妊婦が安心して妊娠・出産できる環境を整えていきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

内容	担当課
・ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境などの把握し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスに繋がります。 ・ 生後2か月未満の乳児のいる家庭で発育発達や育児等の相談希望のある家庭には、新生児訪問として保健師、助産師が訪問し、助言・指導を行います。	子ども家庭支援課

【乳児家庭全戸訪問事業】

■過去5年間の実績値

(実人数)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問乳児数	752	718	736	671	664

■量の見込み及び確保方策

(実人数)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	訪問乳児数	755	759	768	776	787
②確保方策	訪問乳児数	755	759	768	776	787
②－①差異	訪問乳児数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

乳児家庭全戸訪問事業は、一定の研修を受講した「こんにちは赤ちゃん訪問員」や保健師、助産師が訪問を実施しています。

今後も安定的に適切な訪問が実施できるよう、訪問者の人材育成及び人材確保に努めます。

また、身近に支援者がいない家庭でも安定して子育てができるよう、養育状況の全数把握に努め、必要に応じて各種サービスに繋がっていきます。

(5) 養育支援訪問事業

内容	担当課
・ 保護者の養育を支援することが特に必要であると判断される家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。	子ども家庭支援課

【養育支援訪問事業】

■過去5年間の実績値

(実人数)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問人数	122	61	87	37	90

■量の見込み及び確保方策

(実人数)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	訪問人数	10	10	10	10	10
②確保方策	訪問人数	10	10	10	10	10
②－①差異	訪問人数	0	0	0	0	0

【要保護支援事業】

■過去5年間の実績値

(実人数)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
要保護児童等人数	108	93	86	59	92

■量の見込み及び確保方策

(実人数)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	訪問人数	87	88	87	87	87
②確保方策	訪問人数	87	88	87	87	87
②－①差異	訪問人数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、養育支援訪問事業が保健師等による専門的な相談支援に特化したものへと見直されました。

今後も引き続き、要保護児童対策地域協議会と連携を図りながら、支援を必要とする世帯に適切な支援が行われるよう事業を実施していきます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

子育て短期支援事業は、保護者の入院や通院、出張や冠婚葬祭などにより、一時的に家庭でこどもを養育できなくなった場合等に、児童養護施設等で一時的にこどもをお預かりする事業です。

「①ショートステイ事業」と「②トワイライトステイ事業」があります。

①ショートステイ事業

内容	担当課
・ ショートステイ事業は、保護者が疾病、疲労、出張、冠婚葬祭などの理由で一時的にこどもの養育が困難になった場合に、児童養護施設などでこどもを預かることを目的としています。 原則として7日間以内の短期間の利用となっています。	子ども家庭支援課

【ショートステイ事業】

■過去5年間の実績値

(利用者数：人日)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	—	—	—	—	—
実施か所数	—	—	—	—	—

■量の見込み及び確保方策

(利用者数：人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	利用者数	10	10	10	10	10
	実施か所数	1	1	1	1	1
②確保方策	利用者数	10	10	10	10	10
	実施か所数	1	1	1	1	1
②－①差異	利用者数	0	0	0	0	0
	実施か所数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

現状では受け入れ態勢の構築が課題となっているため、県内の母子生活支援施設や児童養護施設、乳児院等の施設との委託契約について調査し、事業の実施に向けた検討を進めます。

②トワイライトステイ事業

内容	担当課
・トワイライトステイ事業は、保護者が仕事、病気、親族の介護・看護、冠婚葬祭などの理由で平日の夜間や休日にこどもの養育が困難な場合に、児童養護施設などでこどもを預かることを目的としています。 利用時間は、夕方から夜にかけて（例：17時から22時まで）、休日に関しては必要に応じて対応することとなっています。	子ども家庭支援課

【トワイライトステイ事業】

■過去5年間の実績値

(利用者数：人日)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	—	—	—	—	—
実施か所数	—	—	—	—	—

■量の見込み及び確保方策

(利用者数：人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	利用者数	10	10	10	10	10
	実施か所数	1	1	1	1	1
②確保方策	利用者数	10	10	10	10	10
	実施か所数	1	1	1	1	1
②－①差異	利用者数	0	0	0	0	0
	実施か所数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

現状では受け入れ態勢の構築が課題となっているため、県内の母子生活支援施設や児童養護施設、乳児院等の施設との委託契約について調査し、事業の実施に向けた検討を進めます。

(7) 子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業／緊急サポート事業)

内容	担当課
・ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。 ・緊急サポート事業は、急なこどもの預かり等を希望する方（利用会員）と育児の援助を行いたい方（サポート会員）を組織化し、相互の紹介を行い、相互援助活動を調整して子育てを支援するものです。	子育て支援課

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】

■過去5年間の実績値

(人日)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	就学前児童	1,238	915	883	961	1,333
	就学児	1,052	453	671	1,005	1,385
提供体制	提供会員	92	100	120	120	132
	両方会員	67	61	47	48	54

■量の見込み及び確保方策

(人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	就学前児童	1,270	1,270	1,288	1,294	1,323
	就学児	1,384	1,391	1,372	1,357	1,332
	合計	2,654	2,661	2,660	2,651	2,655
②確保方策	就学前児童	1,270	1,270	1,288	1,294	1,323
	就学児	1,384	1,391	1,372	1,357	1,332
	合計	2,654	2,661	2,660	2,651	2,655
②－①差異		0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

社会環境の変化とともに多様化する依頼に応えられる体制を確保するため、提供会員の増加を図ることが必要です。今後も引き続き、委託事業者と連携を図りながら、提供会員の確保に努めていきます。

(8) 一時預かり事業

内容	担当課
・ 保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前児童について、保育所等において一時的な保育を行うものです。 ・ 幼稚園では、保護者の希望に応じて、4時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や長期休業期間中に教育活動を行います。	保育・幼稚園課

【一般型(保育所・認定こども園(保育部分)等)】

■過去5年間の実績値

(人日)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	2,313	1,981	1,658	1,960	2,243

■量の見込み及び確保方策

(人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	利用者数	2,137	2,137	2,167	2,178	2,228
②確保方策	利用定員数	2,137	2,137	2,167	2,178	2,228
②－①差異	利用者数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

保育所における一時預かりの充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士確保が課題となっています。

今後も、保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前児童について、保護者の利用希望に沿ったサービスの提供ができるよう努めていきます。

第2部・各論—第3章 子ども・子育て支援事業計画

【一時預かり事業(幼稚園型)】

・認定こども園の園児を対象とした預かり保育

■過去5年間の実績値

(人日)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数（1号認定）	990	1,242	1,344	759	917

■量の見込み及び確保方策

(人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	利用者数 (1号認定)	871	839	827	827	856
②確保方策	利用定員数	871	839	827	827	856
②－①差異	利用者数	0	0	0	0	0

・幼稚園の園児を対象とした預かり保育

■過去5年間の実績値

(人日)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数（1号認定）	34,105	20,603	26,878	23,792	26,015

■量の見込み及び確保方策

(人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	利用者数 (1号認定)	24,734	23,825	23,510	23,533	24,359
②確保方策	利用定員数	24,734	23,825	23,510	23,533	24,359
②－①差異	利用者数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

幼稚園における一時預かり事業については、一時預かり事業「幼稚園型」の移設基準及び職員配置基準に基づき、幼稚園を運営している事業者と協議しながら、適切な運営ができるよう努めていきます。

(9) 延長保育事業

内容	担当課
・ 保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育所において、午後6時または午後6時30分までの通常保育時間を超えて、最長で午後8時までの延長保育を実施しています。	保育・幼稚園課

【延長保育事業】

■過去5年間の実績値

(利用者数:実人数)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	403	390	409	406	454

■量の見込み及び確保方策

(利用者数:実人数)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み 利用者数	432	432	438	440	450
②確保方策 利用定員数	432	432	438	440	450
②－①差異 利用者数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

利用希望は年々増加傾向にあるため、必要な保育士の確保が課題となっています。

午後7時を超える延長保育のニーズがあることから、保護者の利用希望に沿ったサービスの提供ができるよう努めていきます。

(10) 病児・病後児保育事業

内容	担当課
・病気や病気の回復期にあるこどもを対象に、保育所・幼稚園での集団保育が困難で、かつ保護者の事情による家庭で保育できない時に一時的に専用施設などで保育する事業です。	子育て支援課

【病児・病後児保育事業】

■過去5年間の実績値

(利用者数：人日)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	病児・病後児 保育事業	—	53	228	360	390
	子育て援助活 動事業(緊急サ ポート)	44	5	7	9	15
実施か所数		0	1	1	1	1

■量の見込み及び確保方策

(利用者数：人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (利用者数)	病児・病後児 保育事業	386	386	392	394	403
	子育て援助活 動事業(緊急サ ポート)	14	14	14	13	13
	実施か所数	1	1	1	1	1
②確保方策	病児・病後児 保育事業	386	386	392	394	403
	子育て援助活 動事業(緊急サ ポート)	14	14	14	13	13
	実施か所数	1	1	1	1	1
②－①差異	利用者数	0	0	0	0	0
	実施か所数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

病児病後児保育室のほか、病児・病後児や宿泊を伴う保育、緊急的な一時保育について緊急サポートセンター埼玉に委託しています。

病児・病後児保育の専用施設の整備につきましては、毎年の利用状況や住環境整備の進捗状況などを勘案しながら、調査・検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

内容	担当課
・主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。	教育総務課

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

■過去5年間の実績値

(各年5月1日現在・人)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	小学1年生	208	194	227	261	265
	小学2年生	177	190	181	220	232
	小学3年生	147	140	156	147	176
	小学4年生	38	79	60	53	52
	小学5年生	14	14	22	26	21
	小学6年生	3	9	7	6	6
	合計	587	626	653	713	752
実施か所数		11	12	13	13	13

■量の見込み及び確保方策

(各年5月1日現在・人)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	利用者数	小学1年生	292	271	253	269	243
		小学2年生	254	260	241	224	235
		小学3年生	178	185	190	176	164
		小学4年生	81	80	82	86	80
		小学5年生	16	18	15	17	18
		小学6年生	12	12	13	11	14
		合計	833	826	794	783	754
	実施か所数		14	14	15	15	15
②確保方策	合計利用定員数		750	780	860	860	860
	実施か所数		14	14	15	15	15
②－①差異	利用者数		-83	-46	66	77	106
	実施か所数		0	0	0	0	0

第2部・各論—第3章 子ども・子育て支援事業計画

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

■過去5年間の実績値（学校区別）

（各年5月1日現在・人）

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	八條小	29	18	25	26	35
	潮止小	77	83	105	118	121
	八幡小	38	51	38	43	44
	大曾根小	79	92	108	116	114
	松之木小	67	65	58	58	56
	中川小	31	37	38	45	46
	八條北小	21	16	16	16	13
	大瀬小	141	162	161	186	214
	大原小	70	74	70	75	80
	柳之宮小	34	28	34	30	29
	合計	587	626	653	713	752

■量の見込み及び確保方策（学校区別）

（各年5月1日現在・人）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
八條小	①量の見込み	38	38	35	34	30
	②確保方策	30	30	30	30	30
	②-①差異	-8	-8	-5	-4	0
潮止小	①量の見込み	146	136	130	124	114
	②確保方策	130	130	130	130	130
	②-①差異	-16	-6	0	6	16
八幡小	①量の見込み	58	55	51	48	43
	②確保方策	60	60	60	60	60
	②-①差異	2	5	9	12	17
大曾根小	①量の見込み	108	110	75	76	72
	②確保方策	110	110	110	110	110
	②-①差異	2	0	35	34	38
松之木小	①量の見込み	63	64	58	55	54
	②確保方策	60	60	60	60	60
	②-①差異	-3	-4	2	5	6
中川小	①量の見込み	59	49	53	54	56
	②確保方策	40	70	70	70	70
	②-①差異	-19	21	17	16	14
八條北小	①量の見込み	19	21	18	16	15
	②確保方策	30	30	30	30	30
	②-①差異	11	9	12	14	15

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
大瀬小	①量の見込み	238	243	160	159	152
	②確保方策	200	200	200	200	200
	②-①差異	-38	-43	40	41	48
大原小	①量の見込み	80	83	86	91	91
	②確保方策	60	60	60	60	60
	②-①差異	-20	-23	-26	-31	-31
柳之宮小	①量の見込み	24	27	24	23	24
	②確保方策	30	30	30	30	30
	②-①差異	6	3	6	7	6
新設小	①量の見込み	—	—	104	103	103
	②確保方策	—	—	80	80	80
	②-①差異	—	—	-24	-23	-23

・現状と今後の取組

八潮南部地区内の小学校では、利用者数が増加傾向にあります。

量の見込みが定員を超過する放課後児童クラブについては、必要面積及び職員配置基準を下回らない範囲内での定員の弾力運用の実施や学校の教室を利用することで、提供体制を確保します。

毎年の学童保育所の入所状況や住環境整備の進捗状況などを勘案しながら、学童保育所の整備について調査・検討していきます。

また、学校関係者及び放課後子ども教室との連携を推進し、放課後児童クラブの質の向上に努めていきます。

(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

内容		担当課
●保育所等における日用品、文房具等の購入に要する費用の補助 ・各施設事業者において実費徴収を行うことができることとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。		保育・幼稚園課
●未移行幼稚園における副食費に要する費用の補助 ・令和元年10月に幼児教育・保育の無償化がスタートしたことに伴って、新たに補足給付事業として、未移行幼稚園（令和元年9月まで就園奨励費の対象だった幼稚園）における副食費に要する費用の一部を補助する事業です。		保育・幼稚園課
現状と今後の取組	未移行幼稚園における副食費についての補助事業については、引き続き実施し、低所得世帯の幼児教育に係る負担の軽減を図ります。それ以外の補助事業については、国の動向に応じ助成の実施について調査・検討していきます。	

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

内容		担当課
・保育の受け皿拡大や『子ども・子育て支援新制度』の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。		子育て支援課 保育・幼稚園課
現状と今後の取組	現状の保育施設にないものに対して手段を講じていきます。	

(14) 子育て世帯訪問支援事業

内容	担当課
・家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。	子ども家庭支援課

【子育て世帯訪問支援事業】

■過去5年間の実績値

(人日)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用が望ましい人数	122	61	87	37	90

※利用が望ましい世帯：児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、ネグレクト、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラーなど、支援を必要とする世帯

■量の見込み及び確保方策

(人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	訪問人数	76	76	75	75	75
②確保方策	訪問人数	76	76	75	75	75
①－②差異	訪問人数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中、児童が育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供するとともに、子育て世帯の養育環境等を把握し、支援の必要性が高い世帯を適切な支援につなぐことが求められています。こうした背景を踏まえ、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、養育支援訪問事業を保健師等による専門的な相談支援に特化したものへと見直し、家事・養育に係る援助や子育てに関する情報の提供その他必要な支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」が新設されました。

今後は、要保護児童対策地域協議会と連携を図りながら、ヤングケアラーを含め支援を必要とする世帯に適切な支援が行われるよう事業を実施していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

内容	担当課
・養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うなど、児童の健全育成を図る事業です。	子ども家庭支援課

【児童育成支援拠点事業】

■過去5年間の実績値

(実人数)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用が望ましい児童数	—	—	—	—	—

※利用が望ましい児童数：一時保護が解除され、児童相談所から市に引き継いだ児童、虐待相談を受けた児童など、支援を必要とする児童数

■量の見込み及び確保方策

(実人数)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	利用者数	60	60	59	59	58
②確保方策	利用者数	60	60	59	59	58
①－②差異	利用者数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

現状では受け入れ態勢の構築が課題となっているため、他自治体の実施状況等について調査するとともに、こども食堂など市内のボランティア団体等と連携を図りながら事業の実施に向けた検討を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業

内容	担当課
・ 児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談や助言を行うことにより親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。	子ども家庭支援課

【親子関係形成支援事業】

■過去5年間の実績値

(実人数)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用が望ましい児童数	—	—	—	—	—

※利用が望ましい児童数：保護者の育児不安、育児しつけ相談、性格行動相談、児童相談所から引き継いだ児童など、支援を必要とする児童数

■量の見込み及び確保方策

(実人数)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	利用者数	10	10	10	10	10
②確保方策	利用者数	10	10	10	10	10
①－②差異	利用者数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義やグループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることか求められています。

健全な親子関係の形成に向けた支援を行うため、実施方法等について検討を進めます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

内容	担当課
・「にじいろ子育て相談室」において、保健師等による母子保健や子育てに関する情報の提供や相談支援を行います。 ・妊娠届出のあった妊婦に対し、妊娠・出産・育児に対するアンケートとともに、母子健康手帳を交付します。 ・従来の出産・子育て応援事業における「伴走型相談支援」が、令和7年度より児童福祉法に基づく事業として開始される新たな事業です。妊娠届出、妊娠8か月アンケート、乳児家庭全戸訪問の3回の面談及びアンケートの実施を基本としています。	子ども家庭支援課

【妊婦等包括相談支援事業】

■過去5年間の実績値

(人回)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
面談実施合計回数	-	-	-	-	-

■量の見込み及び確保方策

(人回)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	面談等実施合計回数	2,649	2,661	2,694	2,754	2,793
②確保方策	こども家庭センター面談等回数	2,649	2,661	2,694	2,754	2,793
	上記以外面談等回数	0	0	0	0	0
	合計面談等回数	2,649	2,661	2,694	2,754	2,793
①－②差異	面談回数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

妊娠届出時、出産間近で出産や産後のことをより具体的に考え始める時期である妊娠8か月頃のアンケート、出生後の乳児家庭訪問等を通じ、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進していきます。

また、実施に当たっては、母子保健事業との連携を図るとともに、要支援児童等を把握したときは、養育支援訪問事業等の必要な支援に繋いでいきます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

内容	担当課
・全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。	子育て支援課 保育・幼稚園課

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】

■量の見込み及び確保方策

(人日)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0 歳児	①量の見込み	利用者数	—	11	11	12	12
	②確保方策	定員数	—	3	3	3	3
	②－①差異	人数	—	-8	-8	-9	-9
1 歳児	①量の見込み	利用者数	—	24	24	25	25
	②確保方策	定員数	—	6	6	6	6
	②－①差異	人数	—	-18	-18	-19	-19
2 歳児	①量の見込み	利用者数	—	17	21	21	22
	②確保方策	定員数	—	6	6	6	6
	②－①差異	人数	—	-11	-15	-15	-16

・現状と今後の取組

就労要件を問わず在宅で子育てする保護者のこどもを含めた保育所等に通っていないこどもの利用に必要な施設と保育士の確保が課題となっています。

今後は、保護者の利用希望の把握に努め、必要な体制を確保していきます。

(19) 産後ケア事業

内容	担当課
- 産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職による母親の心身のケアや授乳・育児等の指導・相談等の支援を行います。 - 令和4年度に短期入所型及び居宅訪問型、令和5年度に通所型（集団型）、令和6年度に通所型（個別型）を開始しています。	子ども家庭支援課

【産後ケア事業】

■過去5年間の実績値

(人日)

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	-	-	-	71	350

■量の見込み及び確保方策

(人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	利用者数	630	633	641	655	664
②確保方策	利用者数	630	633	641	655	664
②－①差異	利用者数	0	0	0	0	0

・現状と今後の取組

産婦の多様なニーズに対応するため年を追うごとにサービスの種類を増やし、産後の母親の身体的回復と心理的安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力や母子の愛着形成を促し、母子とその家族がすこやかな育児ができるよう支援しています。

今後も、国の「産後ケア事業ガイドライン」に基づいた適切な実施に努めていきます。

10 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

①質の高い教育・保育の提供
・ 幼稚園、保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを生かし、こどもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。
②適正な集団規模の確保
・ こどもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、こどもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。
③親や地域の子育て力の向上
・ 保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

（１）教育・保育の一体的な提供の推進

内容	担当課
・ 教育・保育機能の充実と施設整備を一体的にとらえた環境を整備します。 ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等との連携による情報交換や行事等の交流を通して、小学校との円滑な接続を図っていきます。 ・ 就学前に家庭で身に付けさせたい事項を提唱する「3つのめばえ」（県教育委員会作成）の周知・啓発を行っていきます。 ・ 子育てに関する相談活動など地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。	保育・幼稚園課 小中一貫教育指導課

(2) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施

内容	担当課
・放課後児童対策においては、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題となっています。放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るためまとめられた「放課後児童対策パッケージ ⁶ 」を踏まえ、放課後児童クラブとの一体的な実施を含めた放課後子ども教室の推進を図ります。	教育総務課 社会教育課

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

P99－「(11) 放課後児童健全育成事業」にて記載。

②放課後子ども教室（子ども週末活動）の令和11年度までの実施計画

放課後子ども教室の設置数・定員数（箇所/人）（各年4月1日）

	現状	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①設置数	7 (7)	10 (10)	11 (10)	12 (10)	13 (10)	14 (10)
②定員数	3,360 (3,360)	4,800 (4,800)	4,850 (4,800)	4,900 (4,800)	4,950 (4,800)	5,000 (4,800)

※カッコ内の数は、子ども週末活動の数。

③校内交流型（一体型）の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和11年度に達成されるべき目標事業量

校内交流型（一体型）の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の設置数・定員数（箇所/人）

（各年4月1日）

	現状	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①設置数	0	0	1	2	3	4
②定員数	0	0	50	100	150	200

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の校内交流型（一体的）、又は連携型に

⁶ 放課後児童対策パッケージ…子ども家庭庁と文部科学省が、放課後児童対策の一層の強化を図るため、集中的に取り組むべきとした対策。

よる実施に関する具体的な方策

「放課後児童対策パッケージ」の基本的考え方において、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービスの提供が求められており、職員配置基準に沿い、適正な人材を確保し、質の高いサービスを提供します。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後子ども教室においては、特別教室や図書室、体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して、放課後子ども教室に放課後児童クラブが参加し、共通のプログラムを実施できるよう検討していきます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と子ども家庭部の具体的な連携に関する方策

効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」の設置を検討します。

その際、教育委員会と子ども家庭部が連携を深め、関係各機関との間で共通理解や情報共有を図り、十分に協議を行っていきます。

11 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

1) 円滑に実施するための給付方法	担当課
・「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討し、円滑な実施に努めます。 ・保護者に給付する代わりに、対象となる施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、施設等における資金繰りに支障がないように給付の時期についても配慮します。	
2) 県との連携の方策	保育・幼稚園課 子育て支援課
・子ども・子育て支援法において、対象となる施設等の確認や公示、指導監督等の事務の執行や権限の行使に当たっては、県へ必要な協力を要請することができることとされています。このため、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等について、必要に応じ、県へ積極的に協力を要請します。	

第4章 計画の推進体制

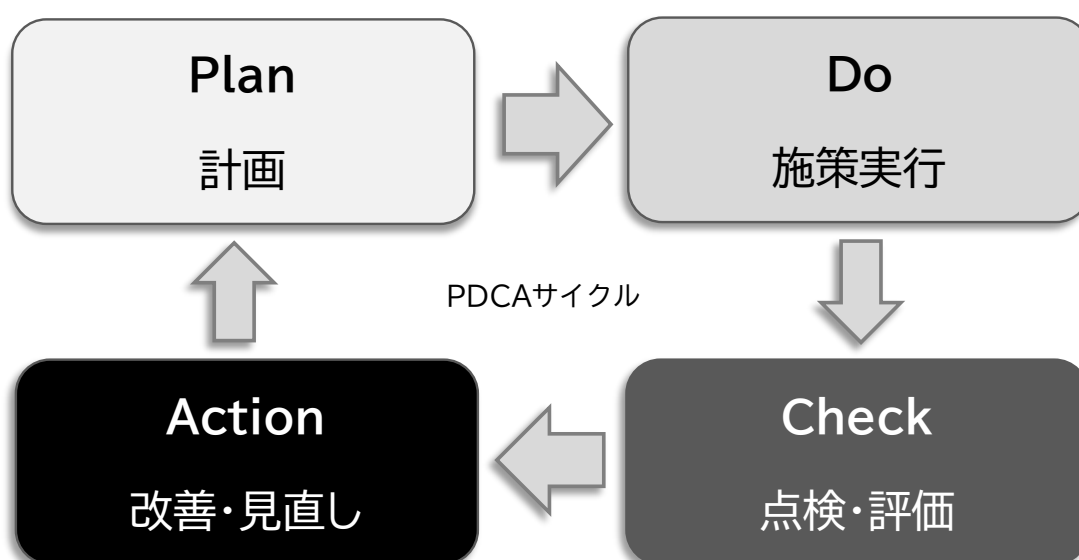
1 計画の推進体制

計画策定に携わる行政関係部署を中心に、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、市民が委員として参加する会議等での意見を聴取し、関係者等の協力を得ながら、地域ぐるみで、子ども・子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理に当たってはPDCAサイクルのプロセスに基づき、施策の実施状況や実施にかかる費用の使途実績等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとし、点検、評価の結果はホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合は、計画の一部見直しを必要に応じて行います。



資料編

1 こども基本法（抜粋）

令和四年法律第七十七号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 基本的施策

（都道府県こども計画等）

資料編

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 子ども・子育て支援法（抜粋）

令和六年法律第四十七号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

資料編

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

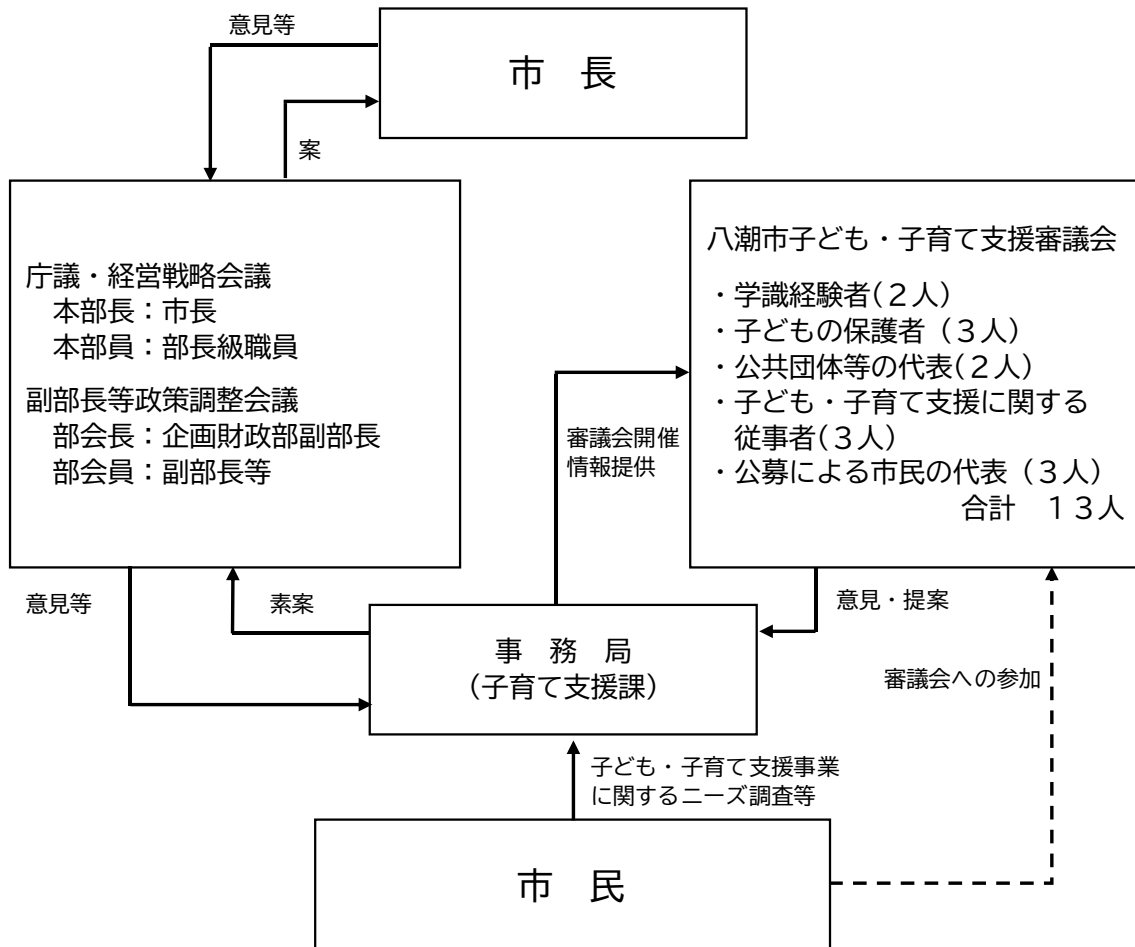
一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 計画の策定体制

本計画の策定については、以下の体制で実施しました。



4 八潮市子ども子育て支援審議会

(1) 八潮市子ども・子育て支援審議会条例

平成 25 年 12 月 20 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、八潮市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する市内の公共的団体等を代表する者
- (5) 公募による市民

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 40 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(2) 八潮市子ども・子育て支援審議会名簿

No.	条例による選出区分	氏 名
1	子ども・子育て支援に関する学識経験者 (2名)	堀 正巳
2		山村 一晃
3	子どもの保護者(3名)	新地 菜穂美
4		兒玉 美紀
5		伏西 絵美子
6	子ども・子育て支援に関する市内の公共団体等を代表する者(2名)	籠倉 正美
7		増田 朋美
8	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者(3名)	柴 明彦
9		今井 敦子
10		内田 充彦
11	公募による市民(3名)	小島 幸子
12		関口 文枝
13		前原 直子

5 計画策定経緯

年月日	事 項
平成6年 1月～2月	第3期八潮市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施
令和6年 3月～4月	第3期八潮市子ども・子育て支援事業ニーズ調査の集計・分析
令和6年 6月21日	令和6年度 八潮市・副部長等政策調整会議 ・八潮市こども計画 (第3期八潮市子ども・子育て支援事業計画)策定について
令和6年 6月25日	令和6年度 第1回 八潮市子ども・子育て支援審議会 ・保育所待機児童対策について ・古新田保育所の再整備について ・八潮市こども計画 (第3期八潮市子ども・子育て支援事業計画)策定について
令和6年 8月7日	令和6年度 八潮市・副部長等政策調整会議 ・八潮市こども計画(素案)について
令和6年 9月25日	令和6年度 八潮市・副部長等政策調整会議 ・八潮市こども計画(素案)について
令和6年 10月9日	令和6年度 八潮市・副部長等政策調整会議 ・八潮市こども計画(素案)について
令和6年 10月31日	令和6年度 第2回子ども・子育て支援審議会開催 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗結果について ・八潮市こども計画について
令和6年12月 ～ 令和7年1月	パブリックコメントの実施

八潮市こども計画

発 行：八潮市

発行日：

編 集：八潮市子ども家庭部子育て支援課

所在地：〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

電 話：048-996-2111（代表）

F A X：048-999-8105